

真岡市合葬墓地等整備基本計画（案）

令和 4 年 3 月

真 岡 市

目 次

第 1 章	計画策定の趣旨	1
1	基本計画策定の趣旨	1
2	計画期間	1
第 2 章	本市の墓地の現状と課題	2
1	市営墓地の状況	2
2	墓地に関するアンケート調査の分析等	4
3	将来の墓地需要の予測	7
4	合葬墓地整備の課題の抽出と整理	9
第 3 章	具体的な整備内容	14
1	先進事例等	14
2	候補地の選定	16
3	合葬墓地の形態	23
第 4 章	整備スケジュール等	36
1	概算事業費	36
2	整備スケジュール	36
3	基本計画図	37
まとめ		40
資料編		41
1	栃木県及び真岡市の資料	41
2	アンケート調査	43
3	真岡市営墓地条例	63
4	真岡市営墓地条例施行規則	69

第1章 計画策定の趣旨

1 基本計画策定の趣旨

本市では、1974年度に真岡市熊倉町の熊倉墓地（412区画）、1989年度に鬼怒ヶ丘1丁目の長田霊園（1701区画）を開設してきた。熊倉墓地は新規分譲が終了しており、長田霊園も残り区画が少なくなっている状況にある。

また、墓地ニーズが多様化しており、単身世帯、核家族世帯の増加や少子高齢化の進展による承継者不在などにより、無縁となる墓地の増加も懸念されるようになってきた。

そのような現状を踏まえ、真岡市内に在住の市民に対する墓地需要等のアンケート調査や現地調査をもとに、承継を前提とせず永代的に管理する合葬墓地等、様々な墓地ニーズに対応した墓地整備の方向性を定め、本市に導入することがふさわしいと思われる合葬墓地等を整備するための基礎となる計画を策定する。

2 計画期間

本計画の計画期間については、令和4年度から6年度までの3か年とする。

第2章 本市の墓地の現状と課題

1 市営墓地の状況

本市の市営墓地の整備状況及び使用状況については以下のとおりである。

(1) 熊倉墓地の使用状況（2021年9月16日現在）

表1-1 熊倉墓地 第1種/第2種

	第1種					第2種				
	区画数	使用 状況	残区画数	墓石 (有)	墓石 (無)	区画数	使用 状況	残区画数	墓石 (有)	墓石 (無)
Aブロック	60	60	0	55	5	108	108	0	99	9
Bブロック	52	51	1	44	7	131	131	0	118	13
Cブロック	23	23	0	21	2	23	23	0	22	1
Dブロック	10	10	0	8	2	5	5	0	3	2
合計	145	144	1	128	16	267	267	0	242	25

使用状況（割合）	墓石の有無	
99.3%	有 88.9%	無 11.1%

使用状況（割合）	墓石の有無	
100.0%	有 90.6%	無 9.4%

(2) 長田霊園の使用状況（2021年9月16日現在）

表1-2 長田霊園 第3種

	第3種				
	区画数	使用状況	残区画数	墓石 (有)	墓石 (無)
Aブロック	113	112	1	71	41
Bブロック	106	105	1	53	52
Cブロック	85	85	0	48	37
Dブロック	65	65	0	42	23
Eブロック	54	53	1	28	25
Fブロック	35	35	0	20	15
合計	458	455	3	262	193

使用状況（割合）	墓石の有無	
99.3%	有 57.6%	無 42.4%

表1-3 長田霊園 第4種

	第4種				
	区画数	使用状況	残区画数	墓石 (有)	墓石 (無)
Gブロック	120	119	1	66	53
Hブロック	225	223	2	141	82
Iブロック	274	271	3	175	96
Jブロック	244	241	3	160	81
Kブロック	101	101	0	72	29
合計	964	955	9	614	341

使用状況（割合）	墓石の有無	
99.1%	有 64.3%	無 35.7%

表 1-4 長田霊園 第 5 種

	第 5 種				
	区画数	使用状況	残区画数	墓石 (有)	墓石 (無)
Lブロック	34	0	34	0	0
Mブロック	71	16	55	1	15
Nブロック	114	114	0	38	76
Oブロック	60	60	0	19	41
合計	279	190	89	58	132

使用状況（割合）	墓石の有無	
68.1%	有 30.5%	無 69.5%

全 2,113 区画のうち、使用許可済区画が 2,011 区画、残区画数が 102 区画となっており、全体の使用状況（割合）は 95.1%となっている。

(3) 返還区画数（2021 年 9 月 16 日現在）

本市の市営墓地の返還区画数については、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間で計 43 区画が返還されており、平均すると毎年約 8 区画が返還されている。

表 1-5 返還区画数

返還年度	返還区画数
平成 28 年度	5 区画
平成 29 年度	5 区画
平成 30 年度	13 区画
平成 31 年度	15 区画
令和元年度	5 区画
令和 2 年度	8 区画

2 墓地に関するアンケート調査の分析等

(1) アンケート調査の目的

近年の墓地ニーズの多様化に応じた墓地整備を進めるため、合葬墓地に関するアンケート調査をおこなった。

(2) アンケート調査の概要

1) 調査の対象

①対象者及びサンプル数

- ・真岡市内在住の30歳以上の男女（世帯主） 1,000人
- ・アンケート調査数については、以下のような検討を行った上で1,000に決定した。

〔標本数を求める計算式〕

統計学上の見地から、母集団Nに対して必要な対象者の標本数nは以下の式で求められる。

$$n \geq \frac{N}{\left(\frac{b}{\lambda}\right)^2 \frac{N+1}{P(P-1)} + 1} \div \frac{\lambda^2 \cdot P(P-1)}{b^2} \quad [\text{式-1}] \quad (N \gg n \text{ の場合})$$

b：標本誤差，P：回答比率（P=0.5でnが最大），λ：信頼水準

標本誤差には、調査結果で容認できる誤差を入れる。一般的に3～5%以内であればよいとされている。

回答比率は支持率や保有率などの調査対象の回答比率である。事前に他の調査で同様な調査結果がある場合はその比率を用いるが、事前に参考となる結果がない場合は必要な標本数が最大となる0.5を入れる。

信頼水準とは正しく判断できる確率をいう。一般的に信頼水準95%が得られるλ=1.96が採用されている。

ここで、b=0.05（5%）とP=0.5，λ=1.96を〔式-1〕に代入すると、

$$\frac{\lambda^2 \cdot P(P-1)}{b^2} = \frac{1.96^2 \times 0.5 \times 0.5}{0.05^2} = \underline{384}$$

よって、標本数は384以上とする。

近隣市町村で行われた「墓地に関する市民意識調査」において、アンケートの回収状況は40.6%であった。

今回は無作為抽出の市民を対象とするため、上記の回収率を参考にすると
384（標本数）÷40.6%=946（母集団）となる。

ゆえに、サンプル数は946より54多い、1,000と設定した。

②抽出方法

- ・無作為抽出

③調査方法

- ・郵送あるいはインターネットによるアンケート調査

④調査期間

- ・令和3年7月30日～8月20日

2) 調査内容

調査内容は、回答者の属性、お墓の保有状況及び承継者の有無、お墓に関する不安なことや心配なこと、合葬墓地の必要性、合葬墓地の利用可能性、自由意見などとした。

(3) アンケートの結果と主な分析

1) 回収状況

全体の回収状況は47.7%で、477人の回答が得られた。このうち郵送での回答が84.3%、インターネットによるオンライン回答は15.7%であった。

表 2-1 回収状況

	発送数	郵送回答数	オンライン回答	割合
回収状況	1,000	402	75	47.7%

ここで、アンケート調査の標本数 $n = 477$ に対する標本誤差 b を P.5[式-1]から求めると、

$$b^2 \div \frac{\lambda^2 \cdot P \cdot (P-1)}{n} = \frac{1.96^2 \times 0.5 \times 0.5}{477} = 2.01 \times 10^{-3} \Leftrightarrow b \div 0.045 = 4.5\%$$

よって、標本誤差 b は約 4.5%であり、一般的な誤差 3～5%の範囲内にあるため有効なアンケート調査であるといえる。

2) お墓の保有状況について

市民でお墓を「持っている」は 61.0%、「親などから引き継ぐ予定である」は 14.5%で、75.5%が、利用できるお墓を持っている。その内訳は、「真岡市内」80.4%、「真岡市外、栃木県内」10.1%、「栃木県外」8.4%、「その他」1.1%である。

市民でお墓を「持っていない」（新たに取得予定、取得予定なし、その他）は 24.5%であり、この中から新たな墓地ニーズが発生すると考えられる。

表 2-2 お墓の保有状況

※（ ）はサンプル数

	持っている	親などから 引継予定	新たに 取得予定	取得予定 なし	その他	計
お墓の 保有状況	61.0% (291)	14.5% (69)	7.6% (36)	9.6% (46)	7.3% (35)	100.0% (477)

表 2-3 お墓の所在地

※ () はサンプル数

	真岡市内	真岡市外, 栃木県内	栃木県外	その他	計
お墓の所在地	80.4% (287)	10.1% (36)	8.4% (30)	1.1% (4)	100.0% (357)

3) 承継者の状況について

お墓を承継してくれる人が「いる」は、15.6%である。承継者が「いない」は 32.2%である。「わからない」は 47.5%である。「いない」及び「わからない」を合わせると 79.7%でおよそ 8 割が無縁化のおそれがあると考えられる。

表 2-4 承継者の状況について

※ () はサンプル数

	いる	いない	わからない	その他・無回答	計
承継者の状況	15.6% (56)	32.2% (116)	47.5% (171)	4.7% (17)	100.0% (360)

4) 新たに墓地を取得する場合のお墓の所在地について

新たに墓地を取得する場合のお墓の所在地は、「真岡市内」87.9%、「真岡市外, 栃木県内」6.1%、「栃木県外」3.0%、「その他」3.0%である。約 9 割が近場を望んでいると考えられる。

表 2-5 新たに墓地を取得する場合のお墓の所在地について

※ () はサンプル数

	真岡市内	真岡市外, 栃木県内	栃木県外	その他	計
取得予定のお墓の所在地	87.9% (29)	6.1% (2)	3.0% (1)	3.0% (1)	100.0% (33)

5) お墓に関する不安なことや心配なことについて

お墓に関する不安なことや心配なことについては、「子や孫, 親族等に負担をかけたくない」が 31.7%、「維持管理にかかる費用」と「お墓を引き継ぐ人（承継者）がいない, お墓を管理してくれる人がいない」が 14.1%である。回答者の約 6 割が費用や維持管理に何らかの不安や心配があると回答していることから, 合葬墓地の導入にあたっては上記の点に十分留意する必要がある。

6) 合葬墓地の必要性について

「合葬墓地が必要である」は、59.1%で約 6 割を占める。

表 2-6 合葬墓地の必要性について

※ () はサンプル数

	必要である	必要でない	わからない	無回答	計
合葬墓地の必要性	59.1% (282)	7.6% (36)	30.2% (144)	3.1% (15)	100.0% (477)

7) 合葬墓地の利用可能性について

「合葬墓地を利用したい」は 13.2%、「利用を検討したい」は 24.7%である。

表 2-7 合葬墓地の利用可能性について

※ () はサンプル数

	利用したい	利用を検討したい	利用したくない	わからない・無回答	計
合葬墓地の利用可能性	13.2% (63)	24.7% (118)	28.9% (138)	33.2% (158)	100.0% (477)

8) 合葬墓地を利用したい主な理由

主な理由としては「子や孫への負担が少ないから」が 43.7%で、金銭的負担や維持管理をかけたくない理由としても上記の内容に含まれると考えられる。

9) 合葬墓地を利用したくない主な理由

主な理由としては「既にお墓を持っているから、または利用できるお墓があるから」が 84.8%である。ただ、合葬墓地の永代使用料や維持管理費が明らかになり、情報が広まれば合葬墓地に変える人も多くなると考えられる。

10) 自由意見欄の回答中から特筆した意見の整理

個別の意見を整理した結果、「自然」、「維持管理」、「合葬墓地の整備費」、「今後の墓の返還や墓じまい、無縁墓への対策」についての課題が明らかになった。

3 将来の墓地需要の予測

(1) 合葬墓地の規模検討

墓地需要の算定方式として「大阪府方式」、「墓所需要指数方式」、「森岡方式」、「公営霊園需要方式」等がある。計画では一般的に採用されている「大阪府方式」の類似式で算出する。

1) 年間墓地需要

$H = \text{世帯数} \quad 30,218 \text{ 世帯 (令和 2 年)}$

$S = \text{①定着指向係数 (アンケート調査)} \quad \text{親などから引き継ぐ予定} \quad 75.5\%$

$\text{②定着指向係数 (令和 2 年真岡市転出率)} \quad \text{転出率} \quad 3.5\% \quad \text{定着率} \quad 96.5\%$

$10 \text{ 年後に真岡市に住み続ける確率} \quad 0.965^{10} (10 \text{ 乗}) = 0.700 = 70.0\%$

$(75.5 + 70.0) / 2 = 72.8\% \quad (\text{①と②の平均値})$

$P = \text{墓地需要率 (アンケート調査)} \quad \text{墓地未所有率} \quad 24.5\%$

$M = \text{年間死亡世帯} \quad 857 \text{ 件} / 30,218 \text{ 世帯 (令和 2 年)} = 2.8\%$

$Q = \text{年間墓地需要数} = H \times S \times P \times M = 30,218 \text{ 世帯} \times 0.728 \times 0.245 \times 0.028 \div 151 \text{ 基}$

2) 合葬墓地利用希望率 (アンケート調査) $37.9\% (13.2\% + 24.7\%)$

3) 合葬墓地の耐用年数 50 年

4) 合葬墓地の収蔵件数需要予測数

$\text{収蔵希望件数} = \text{年間墓地需要数} \times \text{収蔵利用希望率}$

$1 \text{ 年間当りの合葬墓地の収蔵件数需要予測数} = 151 \times 0.379 \div 57 \text{ 基/年}$

$\text{合葬墓地収蔵対応件数} = 57 \text{ 基/年} \times 50 \text{ 年 (合葬墓地の耐用年数)} = 2,850 \text{ 基}$

よって、合葬墓地の希望数を 2,850 基 と設定する。

5) 適正規模の算定

※樹木を墓標として、共同埋葬した場合 $2,850 \text{ 基} \times 0.0779 \text{ m}^2/\text{基} = 222 \div \underline{220 \text{ m}^2}$
(単位面積参考 小平霊園)

※樹木を墓標として、個別埋葬した場合 $2,850 \text{ 基} \times 0.317 \text{ m}^2/\text{基} = 903 \div \underline{900 \text{ m}^2}$
(単位面積参考 横浜メモリアルグリーン)

【参考計算】大阪府方式

$$Q_i = Y_i \times S \times (P+R) \div 2 \quad [Q_i = i \text{ 年における墳墓需要数}] [Y_i = i \text{ 年の死亡者数}]$$

[S = 定着指向係数 (0.7~0.8)] [P : 傍系世帯率 (0.3~0.4)] [R = 取得希望率 (0.2~0.3)]

$$Q_{imin} = Y_i \times S \times (P+R) \div 2 = 857 \times 0.7 \times (0.2+0.3) \div 2 = 150$$

$$Q_{imax} = Y_i \times S \times (P+R) \div 2 = 857 \times 0.8 \times (0.3+0.4) \div 2 = 240$$

このうち、合葬墓地利用率(アンケート調査) = 13.2%~37.9% = 0.132~0.379

よって、1年当りの合葬墓地の需要数は、 $Q = (150 \sim 240) \times (0.132 \sim 0.379) = 20 \sim 91$

収蔵希望件数 = $(20 \sim 91) \times 50 \text{ 年} = 1,000 \sim 4,550 \text{ 基}$

【参考計算のための参照資料－Q&A墓地・火葬場の管理と運営 三協法規出版(株)－】

(2) 今後の墓地の需要と供給

真岡市の年間死亡者数は令和元年度時点で857人であり、1世帯当たりの人員数は2.6人(毎月人口調査 令和元年)であるため、年間墓地を必要とする世帯はおよそ330世帯(857人/2.6人/世帯)である。今回のアンケート調査により、市営などの公営墓地を持っているまたは利用できるお墓があるとの回答は、約11.7%(56人/477人)であり、民間墓地や共同墓地などの墓地があるとの回答は、約61.8%(295人/477人)であり、合計すると約73.5%は入れる墓地があるということである。反対に26.5%の人が入れる墓地がないという結論に至る。よって、 $330 \text{ 世帯} \times 26.5\% = 87.5 \text{ 世帯} \div \text{約} 88 \text{ 世帯}$ に対する新規の墓地供給が必要となる。

熊倉霊園と長田霊園の残区画数をみると令和3年9月時点で102(=1+3+9+89)区画であり、平成28年から令和2年まで5年間の墓地返還区画は、43区画であるため毎年約8区画が返還されているということになる。

ここで、新たに取得する予定もしくは取得したいと思ってお墓に市営などの公営墓地を選んでいる人は約55.6%に及ぶため、 $\text{約} 88 \text{ 世帯} \times \text{約} 55.6\% = \text{約} 49 \text{ 世帯}$ の需要がある。

ゆえに、残り102区画が供給でき、返還8区画が生まれたとしても3年後には、

$102 \text{ 区画} + 8 \text{ 区画} \times 3 \text{ 年} = \underline{126 \text{ 区画 (供給)}} < \underline{(需要) 147 \text{ 区画}} = 49 \text{ 区画 (世帯)} \times 3 \text{ 年}$ となり、需要が供給を上回る結果となる。

したがって、アンケート調査等から予想すると、3年以内に合葬墓地等の整備が必要であると考えられる。

(3) 合葬墓地の整備の必要性

上記の結果から、墓地需要が供給を上回る3年以内には墓地の整備が必要であり、アンケート調査で抽出された新たな墓地ニーズに対応するため、宗教や宗派にとらわれず、管理や費用の負担が少なく、お墓の承継者がいない場合でも利用可能な合葬墓地の整備を進めていくこととする。

(4) 区画墓地の需要と供給

近年、区画墓地については、民間の納骨堂への改葬や利用する予定がなくなったなどの理由で返還が増加している状況でもあり、合葬墓地が整備されることで改葬に伴う返還や無縁化墓地の再利用が増えると予想される。

よって、今後の区画墓地の供給については、当面、残区画による供給と、返還区画の再供給を行いながら、区画増設についても視野に入れ、需要に対応していく。

4 合葬墓地整備の課題の抽出と整理

(1) 課題の抽出と整理

近年の墓地ニーズの多様化とともに、単身世帯や核家族世帯の増加、少子高齢化の進展に伴って、先祖代々の墓(家墓)を承継していくことが困難となり、無縁墓地の増加が懸念されるなど、従来通りの墓地運営が難しい状況となっている。

そのため、合葬墓地を導入する上での運営方法や法的制度課題を抽出して、課題解決のための基本的な考え方について整理する。

1) 導入に際しての課題

①承継者問題

(課題)

- ・少子高齢化や核家族化が進む中で、高齢者(60歳代以上)だけでなく中高年(40歳から50歳代)の単身世帯及び夫婦世帯が増加するなど、承継者問題への対応が今後、続く見通しである。
- ・承継者問題は、墓地の無縁化と承継者のいない者への対応に大別される。アンケート調査では、「お墓を引き継ぐ人(承継者)がいない、お墓を管理してくれる人がいない」を一番の不安なことや心配なこととしている人は約14%になる。

(基本的な考え方)

- ・市営墓地における永代使用(従来型)の墓地の無縁化への対応では、「墓地、埋葬等に関する法律」、「真岡市墓地条例」等に基づき、遺骨の改葬と無縁墓地の撤去を行うことになるため、その遺骨の改葬先を本計画の合葬墓地とするか、新たな改葬先(受け皿)を整備するか、検討する。
- ・承継者のいない者への対応では、埋蔵遺骨又は埋蔵予定者を指定する一代限りの合葬式埋蔵施設を設け、行政が永代管理し、承継者を必要としない仕組みづくりを行う。生前申し込みについては、合葬墓地の先進事例である東京都立霊園の小平霊園や八柱霊園、横浜市営霊園のメモリアルグリーンを参考に検討する。

②多様化するニーズ

(課題)

- ・合葬墓地の形態，承継者，使用者の範囲，埋葬方法に至るまで，市民ニーズが多様化してきている。
- ・アンケート調査では合葬墓地の導入にあたり，59.1%が「必要である」と回答し，「必要でない」の7.6%を大きく上回っている。墓地の形態については，「自然に還る」イメージの意見が多くあったことから，どのような観点で評価するかが課題である。
- ・合葬墓地の特徴やイメージとして，「費用が従来型の墓地と比べて安い」，「維持管理を第三者に任せるため，本人の手間がかからない」など良い所(メリット)が取りざたされる。そのため，募集に対する倍率が高くなり，本来の社会福祉面で考える場合に必要の人に行き渡らない可能性が高くなる。「承継者がいるかいらないか」，「使用者の範囲を設定するかしないか」，「改葬骨での申し込みを可能とするかしないか」などの調整が必要となる。
- ・埋葬方法については，合葬墓地を利用したくない主な理由として，「他の方の遺骨と共同埋葬されることに抵抗がある」が約12%ある。直接，土中に合祀する方式が使用面積を少なくすることが可能で効率的であるが，抵抗感をなるべく抑える方式も検討しなければならない。
- ・その他のニーズについては，最近のペットに対する考え方も様々であり，子どものように可愛がったペットの合葬墓地の整備も今後の課題となる。花見などができる施設，子どもが行きやすい施設，海外ドラマでも出てくるお洒落で厳かな合同葬墓地などの導入も明るい墓地のイメージとするためには検討する必要がある。

(基本的な考え方)

- ・合葬墓地の形態は，アンケート調査の結果を参考にし，総合的な判断で評価する。
- ・使用者の範囲は資格要件として設定する。
- ・埋葬方法は，経済的，維持管理，環境，作業手間等を評価して決定する。
- ・その他のニーズは，個別案件として真岡市として導入可能か検討する。

③合葬墓地の使用料の設定及び管理手数料の未納対策

(課題)

- ・合葬墓地の使用料の設定について、社会福祉の面も踏まえ妥当な価格を設定する。
- ・墓地の無縁化により、管理手数料の未納や墓地の管理不全状態が懸念されている。

(基本的な考え方)

- ・市営墓地管理手数料は、当該年度分を毎年 4 月に徴収しているが、合葬墓地の永代使用は、市営墓地管理手数料を徴収せず使用料のみとする。

【真岡市墓地条例】

(使用料)

第 14 条 市営墓地を使用しようとする者は、使用許可と同時に、当該市営墓地の種別に応じた使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、次のとおりとする。

種別	使用料
第一種	73,000 円
第二種	103,000 円
第三種	233,000 円
第四種	247,000 円
第五種	279,000 円

3 第 8 条第 2 項の規定により、使用を許可されたものの使用料は、前項の額の 100 分の 50 に相当する額の金額を同項に定めた金額に加算した額とする。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(管理手数料)

第 15 条 市営墓地の利用者は、清掃、その他墓地の共用施設の管理に要する経費として、次のとおり管理手数料を納付しなければならない。

種別	単位	金額
第一種	1 年につき 1 区画当たり	910 円
第二種	1 年につき 1 区画当たり	1,240 円
第三種	1 年につき 1 区画当たり	4,120 円
第四種	1 年につき 1 区画当たり	4,500 円
第五種		

2 市長が特別の事由があると認めた者については、管理手数料を減免することができる。

表3 各自治体の合葬墓地の使用料（例）

2021 年度

地域	霊園名	種別	埋蔵方式	金額（1 体）
栃木県	宇都宮市営 東の杜公園	合葬埋蔵施設 （使用料）	1 体用	25,000 円
	小山市営 墓園やすら ぎの森	合葬式墓地 （使用料）	1 体用 ※焼骨を所持している人	75,000 円
			2 体用 ※焼骨 2 体分を 所持している、または今後焼 骨 1 体分を所持し、今後もう 1 人分を使用したい人	150,000 円
東京都	都営 八柱霊園	合葬埋蔵施設 （使用料）	一定期間（20 年間）後 共同埋蔵（永年）	134,000 円
			直接共同埋蔵（永年）	54,000 円
	都営 小平霊園	合葬埋蔵施設 （使用料）	一定期間（20 年間）後 共同埋蔵（永年）	70,000 円
			直接共同埋蔵（永年）	60,000 円
		樹木型合葬埋蔵施 設（使用料）	1 体用	194,000 円
	都営 多摩霊園	樹林型合葬埋蔵施 設（使用料）	1 体用	91,000 円
	公営 稲城・府中 メモリアル パーク	合葬墓地（管理料相当 分は使用料に含む）	1 体用	178,200 円
		樹林式墓地（管理料相 当分は使用料に含む）	1 体用	214,000 円
神奈川県	横浜市営 メモリアル グリーン	樹林型合葬埋蔵施 設（使用料+管理費）	骨壺をまとめて埋蔵 （永年）	202,850 円 （使用料：140,000 円+ 管理料：62,850 円）
		慰霊碑型合葬埋蔵 施設（使用料+管理 費）	一定期間（30 年間）後 共同埋蔵（永年） ※30 年間後更新が可能	91,420 円 （使用料：60,000 円+ 管理料：31,420 円）
	相模原市営 公園墓地	樹林型合葬埋蔵施 設（使用料）	1 体用	92,000 円
		慰霊碑型合葬埋蔵 施設（使用料）	1 体用	90,000 円

(2) 合葬墓地を導入する際の法的制約

本市に合葬墓地を整備するにあたり、関連する法律等について整理した。

1) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年 5 月 31 日法律第 48 号）

この法律は、墓地、納骨堂または火葬場の管理および埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的として、昭和 23 年に制定された。

主な内容については、

- ・埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に行ってはならない。火葬は、火葬場以外の施設で行ってはならない（4 条）
- ・埋葬、火葬又は改葬を行おうとするものは、市町村長（特別区にあつては区長）の許可を受けなければならない（5 条）。
- ・死体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長（特別区にあつては区長）が行う（9 条）。
- ・墓地、納骨堂、火葬場の管理者は、埋葬、焼骨の埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない（13 条）
- ・墓地、納骨堂、火葬場の管理者は、埋葬許可証、火葬許可証、改葬許可証を受理した後でなければ、埋葬、焼骨の埋蔵をさせてはならない（14 条）。

2) 墓地経営・管理の指針等について

（平成 12 年 12 月 6 日生衛発第 1764 号 厚生省生活衛生局長）

I 墓地経営・管理の指針

(3) 墓地の設置場所及び構造設備

○墓地の設置場所について、周辺の生活環境との調和に配慮されていること。

墓地の経営許可に関しては、周辺の生活環境との調和も 1 つの判断要素である。地域の実情に応じて学校、病院その他の公共施設、住宅、河川等との距離が一定程度以上あること等を求めることが考えられる。なお、この場合、墓地が生活必需施設であり、公共施設であることにも十分留意すべきである。

○墓地の構造設備について、一定以上の水準を満たしていること。

墓地の構造設備についても、良好な環境を保ち、利用者が気持ちよく利用できるよう、一定程度以上の水準を満たしている必要がある。例えば、周囲に垣根を設ける、通路幅や墓地区画面積を一定以上とする、不要になった墓石、供物等の集積場所を設けるなどの基準を設定することが考えられる。なお、この場合、都市計画法の都市計画または都市計画事業として行う場合の基準である「墓地計画標準」（昭和 34 年建設省初計第 25 号建設事務次官通知）等も参考にすることが適切である。

3) 墓地計画標準（昭和 34 年建設省初計第 25 号建設事務次官通知）：平成 12 年度廃止

「墓地計画標準」は墓園・墓地が都市計画事業として行う場合において目安として示されたものである。廃止後以降は、基準、要件が「要綱」、「要領」、「指針」などとして、行政の作成したものを運用していることが多い。

第3章 具体的な整備内容

1 先進事例等

本市の墓地整備の参考とするため、他市の合葬墓地の整備状況について整理した。

宇都宮市東の杜公園（管理事務所 TEL028-667-8588） 栃木県宇都宮市氷室町 2272 番地 1	
【概要】東の杜公園は、宇都宮市墓園条例に定める施設として、市民の墓地需要に応えるため、墓地供給を行うとともに、利用者の利便に配慮した公園となっている。特徴的な墓地として、合葬墓（1つの墓に多数の焼骨を共同埋蔵する墓）があり、永代に渡って市が管理するため、お墓を引き継ぐ者がいない方でも利用可能となっている。整備形式は半径 20 メートルの合葬墓地内に祈りの対象として、「樹木」と「モニュメント」が併設されている。埋蔵方法としてさらし製の納骨袋に入れた焼骨を共同埋蔵している。	
【基礎情報】 ● 開園年月日 平成 10 年 1 月 ● 面積 347,000 ㎡ ● 墓地整備数 和墓地：3,455 区画 洋墓地：922 区画 短期納骨堂：88 体 長期納骨堂：428 体 合葬墓：10,500 体 (面積 1,256 ㎡) ● その他の施設 ・管理事務所 ・トイレ(浄化槽) ・駐車場 ほか	(航空写真)  【出典：Google マップ】
【写真】 案内板（合葬墓） 	合葬墓（正面・献花台） 
合葬墓（全体）  【出典：東の杜公園 管理事務所 HP】	

公営 稲城・府中メモリアルパーク（墓苑組合 TEL042-379-9732） 東京都稲城市矢野口 3567 番地

【概要】公営 稲城・府中メモリアルパークでは、多様なニーズに合わせて芝生墓地、普通墓地、合葬墓地及び樹林式墓地の4つの形態の墓地がある。南山の自然と墓苑内の芝生や樹木に囲まれた墓地で、安らかな眠りと訪れる方も四季折々の花や緑で気持ちを安らぐことができる自然豊かな墓苑である。また、合葬墓地には、最大 10kw の発電を行える太陽光発電設備を設置し、合葬墓地の空調設備に係る一定の電力消費量を賄うなど、環境にも配慮した施設でもある。

【基礎情報】

- 開園年月日
平成 27 年 9 月
- 面積 25,510 m²
- 墓地整備数
和墓地： 353 区画
洋墓地：2,955 区画
合葬墓：5,036 体
樹林墓地：1,500 体
(面積 64 m²)
- その他の施設
 - ・ 管理事務所
 - ・ 式典ホール
 - ・ 駐車場

ほか

(航空写真)



【出典：Google マップ】

【写真】

案内板（全体）



合葬墓地（納骨壇）



樹林墓地



献花台・墓誌



2 候補地の選定

(1) 候補地の選定

墓地という性質上、新たな場所への用地確保は、周辺住民の理解が必要であり、多くの制限や時間を要することから、真岡市の公営墓地である長田霊園と熊倉墓地を候補地とし、総合的に判断して合葬墓地等を整備するにふさわしい場所を選定する。

■長田霊園
住所：真岡市鬼怒ヶ丘1丁目
7番地4～8
開設：1989年度
墓地区画数：1701区画

案内板(案内図)

園内ロータリー

園路

隣接の霊園駐車場

給水・手桶場

【出典：Google map】

■熊倉墓地(真岡市営墓地)
住所：真岡市熊倉町5051, 5056,
5058, 5060番地
開設：1974年度
墓地区画数：412区画

案内板(案内図)

園内ロータリー

園路

周辺の民間駐車場

給水・手桶場

■候補地の選定

名称		長田霊園	熊倉墓地
位置図			
立地条件	地形	○平坦な地形であるため、プランを構築するには最適である。	△地形には高低差があるため、プランを構築する上で制約が出てくる。
	規模	○面積として約700㎡程度を確保することができ、周辺の休憩所やトイレも合わせて整備すると1000㎡以上となり、空間として有効利用が可能な場所である。	△面積が最大でも約300㎡程度までしか確保することができず、周辺は墓域に囲まれているため空間として少し窮屈な場所になってしまう。
利便性	アプローチ	○公営の駐車場が隣接して整備されているので車で来ることができ、平坦な地形なので歩行によるアプローチもしやすい。	△公営の駐車場がないため、近くのセレモニーホールやお寺の駐車場等を利用するか、新たな駐車場を整備する必要がある。歩行によるアプローチは高低差があるため利用しづらい。
	交通の便	○真岡ICの北200mに位置するので、高速道路を利用すれば遠方からでも利用しやすい。	△真岡ICの北西1000mに位置するので、長田霊園と比べるとICからの利便性に劣る。
環境との調和	周辺環境	○周辺が工業団地とその駐車場に囲まれており、墓地空間としては静かで恵まれた場所である。	△住宅や田園に囲まれており、墓地空間としては生活圏域から少し離れている方がよい。
	自然環境	○周辺には自然型の調整池や樹林地が多いので自然環境と調和した墓地デザインが採用できる。	○周辺には水田や用水もあり、樹木も多いので自然環境と調和した墓地デザインが採用できる。
レクリエーション機能		○隣接して大久保中央公園が整備されており、遊具や広場もあるので家族でお参りしやすい。	△レクリエーション施設がないので子供と一緒に参りに行きたくなるような施設がほしい。
採用		○	△

以上から、 2つの候補地を総合的に判断した結果、長田霊園の候補地が合葬墓地等を整備するのにふさわしい場所として選定し、計画地として決定する。

(2) 現況把握

1) 主な既存施設の現況調査

■写真情報図(施設)

①トイレ(PC擬木製)



②水飲み(PC擬木製)



③四阿(PC擬木製)



④駐車路(As舗装)



⑤外灯・制御盤(水銀灯)



⑥調整池(玉石積)



⑦塔婆立(FB)



⑧階段-1(御影石階段)



⑨階段-2(玉石階段)



⑩土留め(PC擬木製)



⑪石積(大)(自然石)



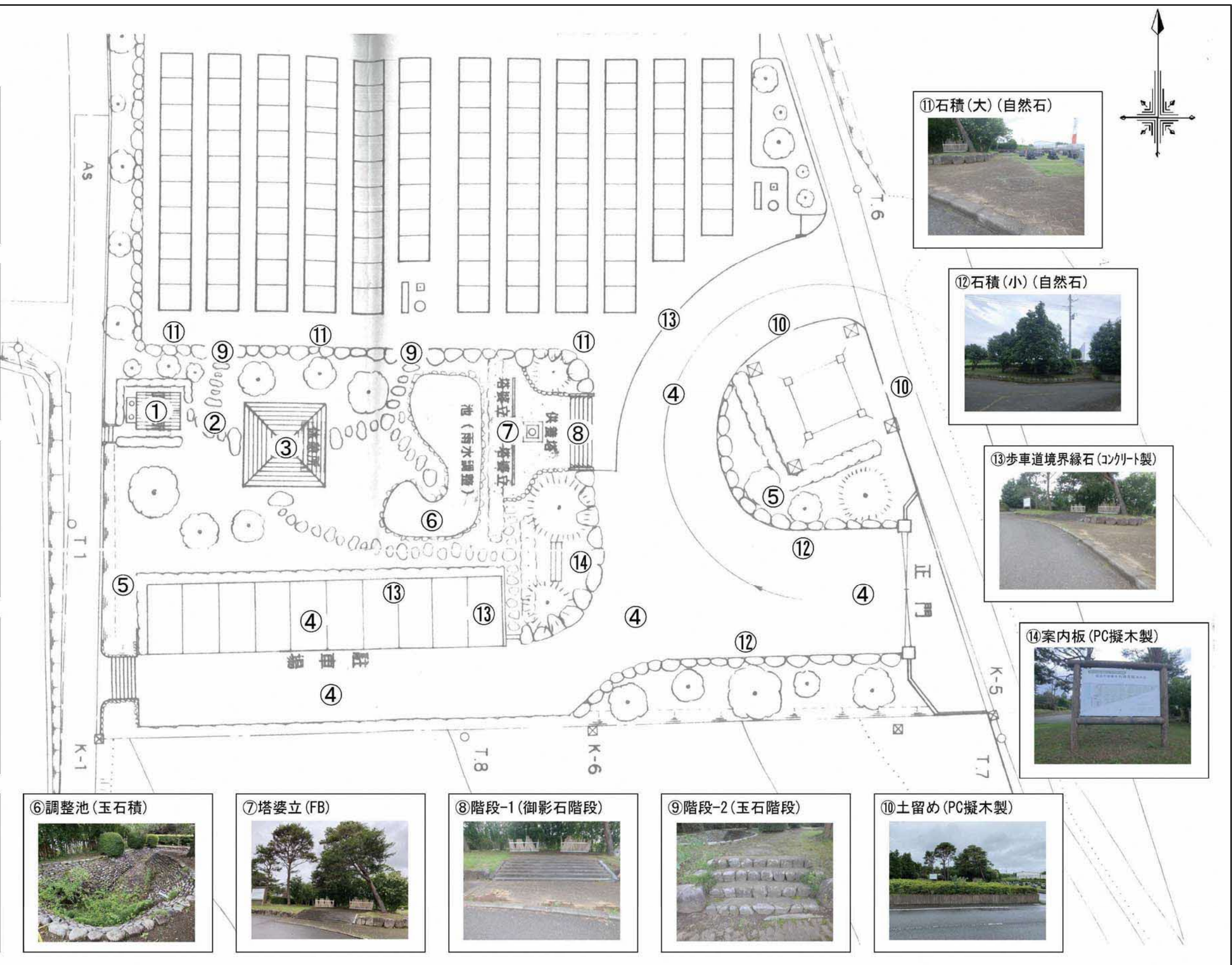
⑫石積(小)(自然石)



⑬歩車道境界縁石(コンクリート製)



⑭案内板(PC擬木製)



2) 主な周辺地域の現況調査



(3) 敷地分析

1) 計画対象地と周辺地形や土地利用関係の整理

- ① 計画対象地は西側の地形が約 2m 高く、その他の方位は平坦な地形である。
- ② 東側と南側に調整池があり湿度が高く、雨季は湿った空間となりやすい。
- ③ 東側の前面道路には雨水排水用の側溝が整備されており、排水処理は問題ない。
- ④ 霊園内には既に電気が引かれているので、電気設備の稼働も問題ない。
- ⑤ 西側の道路に公共下水道が整備されているが、計画地よりマンホールの地盤高が高い位置となっている。
- ⑥ 利用者のために長田霊園の駐車場は全部で 50 台分駐車可能であり、隣接する大久保中央公園にも 15 台分の駐車マスが整備されている。計画地東側にも 10 台分の駐車マス整備されているが利用頻度が少なくスペースが有効利用されていない。
- ⑦ 計画地東側に設置されている玉石積の自然池風調整池は機能しているか判断が難しい。
- ⑧ 同様に東側にある休憩所や水飲みは整備されてから 30 年以上経過しており、施設として老朽化が進んでいるため、あまり利用されていない。
- ⑨ また、東側のトイレも整備されてから 30 年以上経過しており、汲み取り式でもあるため、利用環境が悪い。こちらも⑧同様にあまり利用されていない。
- ⑩ 霊園名称石の設置箇所が確認しづらい位置にある。エントランスとして認識できる位置に移動するほうが良い。

2) 計画対象地内の植生の整理

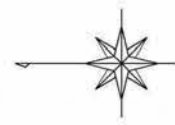
- ① 東側にはクヌギやコナラの大きな雑木林が見えて、のどかな風景を作り出している。
- ② 計画地内にはアカマツの大木があるが、正面から見て左側の樹形は整ってはいない
- ③ 既存ロータリー内には高木が植栽されていないのでスッキリとした空間となっている。
- ④ ツツジ類の生垣やツゲ類の玉物があり、管理は行き届いている。
- ⑤ 隣接する洋墓地の芝生と公園の広場の芝生の緑が非常に映えている。
- ⑥ 計画地内には多くの自然石が使われており、それに合わせたヤブツバキやトチノキなどの樹木が植栽されている。
- ⑦ 目立った樹木としてサルスベリが植栽されお盆のシーズンに合わせて花が咲いている。
- ⑧ 自然池風調整池内には水生植物がない。
- ⑨ 湿気が多いため苔や雑草が繁茂しやすい。
- ⑩ 計画地だけでなく、周辺に 6~10 月に花を咲かせるムクゲが多く植栽されている。

3) 敷地分析により抽出される問題点や課題の整理

上記で抽出された問題点や課題を整理して、次ページの平面図に示す。

地形や土地利用関係の整理図

S=1:1000



②-1 墓地内調整池



②-2 公園内調整池



②-3 防災調整池



③ 計画地隣接側溝の状況



⑩ 霊園名称石の設置位置



④ 電線(架線)・電柱の状況



⑥-1 霊園の駐車マ50台分



⑧ 老朽化が進んでいる休憩所や水飲み



⑦ 排水樹に植物が繁茂状態の調整池



計画地

⑥-3 利用者が少ない駐車マ10台分



⑨ 汲み取り式トイレ



① 高低差約2m



⑥-2 公園の駐車マ15台分



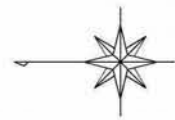
⑤ 高低差約2mある公共下水道



【凡例】

- 雨水排水設備
- 汚水排水設備
- 電気設備

植生の整理図 S=1:1000



① 計画地東側のクヌギやコナラの大きな雑木林



② 斜め樹形のアカマツ



③ 背景の高木とローリーの低木のコントラスト



④ 管理の行き届いた植栽



⑤ 隣接する洋墓地と公園の芝生の緑の広がり



⑥ 自然石とヤブツバキやトチノキ



⑦ お盆時期に華やぐサスベリ



⑧ 調整池に水生植物がない



⑨ 苔や雑草は生えやすい



計画地

⑩ 花のシーズンが長いムゲが多く植栽されている



3 合葬墓地の形態

(1) 合葬墓地の墓地形態

合葬墓地の導入に際しては、限られた空間を有効活用しながらの墓地供給、承継者問題、墓地ニーズの多様化に対応できる形式とする。

また、心地よい風や水の潤い等の自然を感じることができ、植栽や芝生等の修景植栽の配慮により、緑豊かで快適な墓域の形成を図る。

1) 本計画における合葬墓地の定義

合葬墓地とは従来のお墓とは異なり、多くの遺骨を一緒に埋蔵する新しい形式のお墓である。宗教にとらわれず、1箇所に複数の遺骨を合同で埋蔵するお墓で、近年は全国的に導入され、承継者がいない人なども安心して利用できる。

2) 合葬墓地の留意点

- ・原則として、使用者の名義変更ができないことが多い。
- ・申し込んだ遺骨の変更ができない（ただし、生前申し込みができる場合、離婚して再婚した場合等で配偶者の変更があった場合は除かれる。※東京都の場合）
- ・遺骨での申し込みで使用許可を受けた場合は、使用許可日から規定の年数以内に遺骨を合葬墓地へ埋蔵しない場合は使用許可が取り消される。
- ・生前申し込みができる場合、申込者が親族や友人等に合葬墓地の使用していることを説明しておかなければ、申込者自身が亡くなった時に使用手続きが行われず、合葬墓地へ埋蔵されなくなる可能性がある。
- ・「法事等」は、献花台の前に設けられた広場で行われることが多い（役所によっては届け出が必要な所もある）。
- ・献花台には維持管理上、花及び線香以外のものを置くことを禁止しているところが多い。

3) 合葬墓地の遺骨の埋蔵方法

主に以下の3種類のパターンがある。

①遺骨を一定期間、納骨堂で保管後、施設内の合葬墓地へ共同埋蔵する方法

- ・遺骨は、使用許可日から起算して規定の年数、納骨堂に骨壺の状態で収蔵し、その後は遺骨を骨壺から出して（出さずに骨壺のままの場合もある）、施設内にある合葬墓地に共同埋蔵（合祀）する。「埋蔵予定者」（生前申込区分の方）の埋蔵を使用許可日から規定の年数を過ぎて行う場合は、最初（埋蔵時）から共同埋蔵場所に埋蔵されることになる。
- ・埋蔵された後の遺骨の引取りはできないことが多い。

②遺骨を施設内の合葬墓地へ直接共同埋蔵する方法

- ・遺骨は、骨壺で預かり、その後は速やかに遺骨を骨壺から出して（出さずに骨壺のままの場合もある）、施設内にある合葬墓地に共同埋蔵（合祀）する。
- ・埋蔵された後の遺骨の引取りはできないことが多い。

③既に他の墓所や納骨堂に納骨されている遺骨を施設内の合葬墓地へ直接共同埋葬する方法

- ・あらかじめ遺骨の改葬手続きにより、許可が必要である。
- ・改葬許可証は、現在、遺骨が埋蔵・収蔵されている墓所や納骨堂が所在する市区町村から発行される。
- ・遺骨が埋蔵・収蔵されている墓所や納骨堂の管理者に「改葬許可証」を提示して遺骨を引き取る（土葬骨の場合は、火葬場で火葬しなければならないことが多い）。
- ・「使用許可証」を提示し、「改葬許可証」を提出後、埋蔵の申請をする。その後、上述の「②遺骨を施設内の合葬墓地へ直接共同埋葬する。」と同じ方法をとる。

4) 納骨堂設置の検討

- ・個別に収蔵され、保管期間（10年から20年）経過後、希望する場合は期間を更新することができるが、その場合は、新たに手続きや費用が必要となる。
- ・施設を整備するための初期費用が高額となり、供用開始後の修繕費の発生も想定される。
- ・敷地面積を考慮した場合、収蔵数に制限があるため、新たな用地の確保が必要となる。

以上のことから、本市においては、整備費用を抑え使用者負担を軽減するため、納骨堂の整備は行わない方向で検討する。

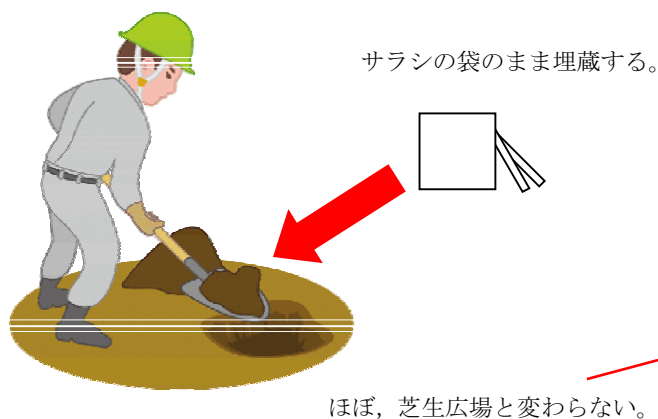
5) 合葬墓地の埋蔵手法の検討

3種類の埋蔵手法を比較検討し、本市に導入可能である適切な手法を検討する。

① サラシの袋のまま埋蔵

骨壺から出して、サラシの袋に入れて、指定の場所に埋蔵する方法。重機（バックホウ等）や人力で埋蔵箇所に穴をあけて埋蔵する。管理者等が行う場合が多く、手間がかかる。

（埋蔵手法のイメージ図）



（埋蔵場所のイメージ写真）

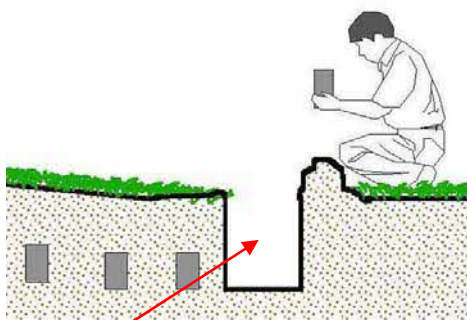


【写真：小平霊園樹木墓地】

② 骨壺のまま埋蔵

骨壺から出さずに、指定された場所に埋蔵する方法。重機（バックホウ等）や人力で埋蔵箇所に穴をあけて埋蔵する。管理者等が行う場合が多く、手間がかかるが、遺骨が他人と一緒ににはならない。

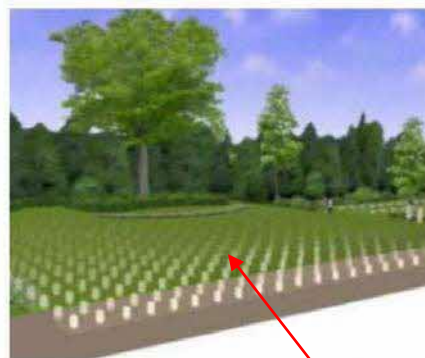
（埋蔵手法のイメージ図）



【出典：横浜市HP】

骨壺が納まるサイズの堀穴に埋める。

（埋蔵場所のイメージパース）



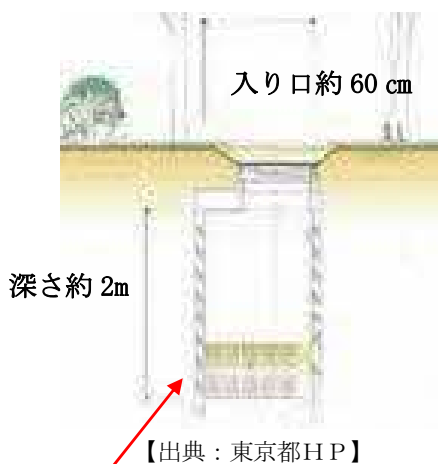
【出典：横浜市HP】

シンボルツリーや低木、芝、花などで覆われた区画に骨壺を直接埋蔵する。

③ マンホールやボックスカルバート等の共同埋蔵施設への埋蔵

骨壺から出して、サラシの袋に入れて、あらかじめ、設置されたマンホール等の共同埋蔵施設へ埋蔵する方法。

（埋蔵手法のイメージ図）



【出典：東京都HP】

マンホールやボックスカルバートの底面がないタイプを採用し、サラシの袋が土に触れるようにして、自然に土に還るような形で埋蔵する。

（埋蔵場所のイメージ写真）



【写真：東の杜公園合葬式墓地】

マンホールやボックスカルバートの管理用樹蓋の表面に人工芝を張り付けて周辺景観と一体化させる。

表 5-1 合葬墓地の埋蔵手法別比較表

		①サラシの袋のまま埋蔵	②骨壺のまま埋蔵	③マンホールやボックスカルバート等の共同埋蔵施設への埋蔵
使用者	自然に還るイメージ	○ 遺骨が直接土に触れているため、長い年月を経て“自然に還る”ことになる。	× 永久に骨壺のまま埋蔵されるため、“自然に還る”ことはない。	○ 底面がないタイプの埋蔵施設のため、遺骨が直接土に触れることから、長い年月を経て“自然に還る”ことになる。
	個の尊重	△ 個別に埋蔵されるが、土に還った後は区分されない。	○ 個別に埋蔵される。	× 共同埋蔵となる。
	使用料	× 使用料に初期費用や用地取得費、その都度発生する埋蔵費用を見込む必要があり、高額となる。	× 使用料に初期費用や用地取得費、その都度発生する埋蔵費用を見込む必要があり、高額となる。	○ 初期費用はかかるが、埋蔵費用は低コストなことから、使用料は安価となる。
管理者	収容数・収容面積	× サラシの袋をそれぞれ土に埋蔵するため、墓地需要数を確保するためには広い敷地面積が必要となり、将来的に用地の取得も検討しなければならない。	× 骨壺をそれぞれ土に埋蔵するため、墓地需要数を確保するためには広い敷地面積が必要となり、将来的に用地の取得も検討しなければならない。	○ マンホールやボックスカルバートを地下に設置するため、小さな敷地面積で多くの遺骨を埋蔵することができる。
	管理	× 墓地区画の整備等を行い、埋蔵位置を管理していく必要がある。	× 墓地区画の整備等を行い、埋蔵位置を管理していく必要がある。	○ マンホールやボックスカルバートに囲まれているため管理が容易。
	埋蔵効率	× 埋蔵する度に掘削等の作業が必要となるため、埋蔵作業に時間がかかる。	× 埋蔵する度に掘削等の作業が必要となるため、埋蔵作業に時間がかかる。	○ 地下に埋蔵構が設置されているため、省スペース・短時間で埋蔵作業を実施することができる。
	初期費用	△ 埋蔵場所を広く造成し、埋蔵位置を適切に管理できるような墓地区画の整備費用が初期費用としてかかる。	△ 埋蔵場所を広く造成し、埋蔵位置を適切に管理できるような墓地区画の整備費用が初期費用としてかかる。	× 埋蔵場所の造成に加えて、マンホールやボックスカルバートの設置費用が初期費用としてかかる。
	埋蔵費用	× 埋蔵する度に掘削等の作業が必要となるため、埋蔵費用は高額。	× 埋蔵する度に掘削等の作業が必要となるため、埋蔵費用は高額。	○ あらかじめ設置してある埋蔵構へ埋蔵するので、低コストで埋蔵可能。
評価		○＝1 ， △＝2 ， ×＝5	○＝1 ， △＝1 ， ×＝6	○＝6 ， △＝0 ， ×＝2
総合評価		直接土に触れて個別に埋蔵するため、“自然に還る”思いに近い手法ではあるが、将来的に新たな用地を取得し、広い敷地面積を確保する必要があることから、使用料は高額とならざるを得ない。 また、初期費用はマンホール型と比較すると抑えることができるが、埋蔵費用がその都度発生するため、維持管理費は高額となる。	骨壺を個別に埋蔵するため、将来的に新たな用地を取得し、広い敷地面積を確保する必要があることから、使用料は高額とならざるを得ない。 また、初期費用はマンホール型と比較すると抑えることができるが、埋蔵費用がその都度発生するため、維持管理費は高額となる。	直接土に触れて埋蔵するため、“自然に還る”思いに近い手法であり、地下に設置するため、小さな敷地面積で多くの遺骨を埋蔵することができ、使用料は安価となる。 マンホールやボックスカルバートの設置費用がかかるが、埋蔵費用が低コストで済むなど、維持管理費を抑えることができる。

【検討結果】

比較の結果、『③マンホールやボックスカルバート等の共同埋蔵施設への埋蔵』による手法が最も高い評価となった。

③の手法は、『①サラシの袋のまま埋蔵』や『②骨壺のまま埋蔵』の手法に比べ個の尊重の面では劣るが、使用料設定に大きく関わる造成から供給後の維持管理までの費用を抑えられることにより、使用者負担の軽減を図ることができ、市民ニーズに沿った手法であるといえる。また、小さな面積で多くの遺骨を埋蔵できるため、長期的に使用希望者の受入れが可能である。個の尊重に関しては、承継者やお墓を管理してくれる方がいることが前提とはなるが、既存の区画墓地により対応できるものとする。

したがって、本計画では、「宗教、宗派にとらわれず、共同で埋蔵し、管理や費用などの負担が少なく、お墓を引き継ぐ人がいない方でも利用可能である」合葬墓地の特徴を活かし、多様化するニーズに対応するため、総合的に検討した結果、『③マンホールやボックスカルバート等の共同埋蔵施設への埋蔵』の手法を採用することとする。

6) 合葬墓地の施設形態の検討

合葬墓地の形態を整理し，市民アンケート調査の意見を踏まえた形態を検討する。

① マウンド（盛土）型埋蔵施設

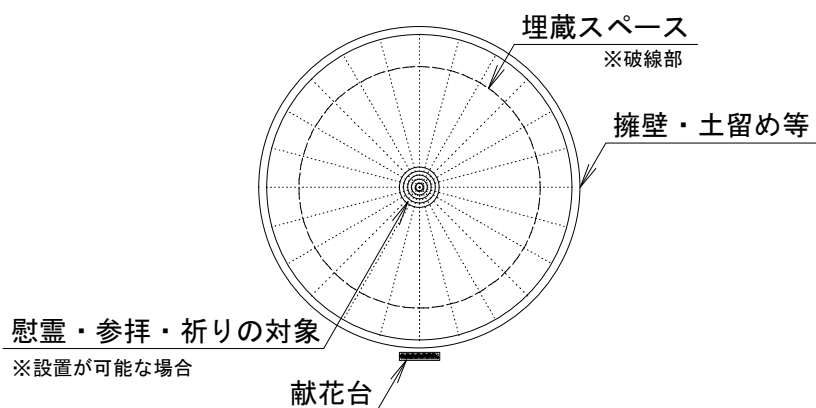
周囲を擁壁や土留め等で抑え，土を高盛りして丘のようなデザインとする。その盛土部分に遺骨を骨壺のまま，あるいは骨壺から出して直接，合祀する形態の埋蔵施設である。盛土の状態によっては頂上に慰霊，参拝，祈りの対象となる石，ステンレス，アルミ，ブロンズ等で造られた芸術作品などの設置も可能である。参拝は献花台の前で行う。

(イメージ図)

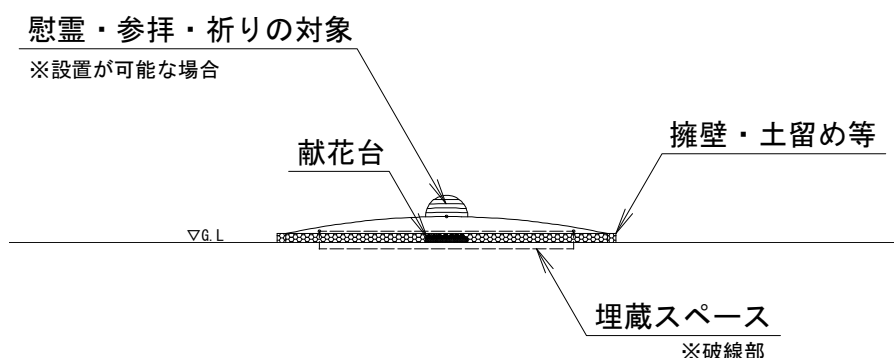


【出典：東京都のHP】

(平面図)



(立体図)



② モニュメント型埋蔵施設

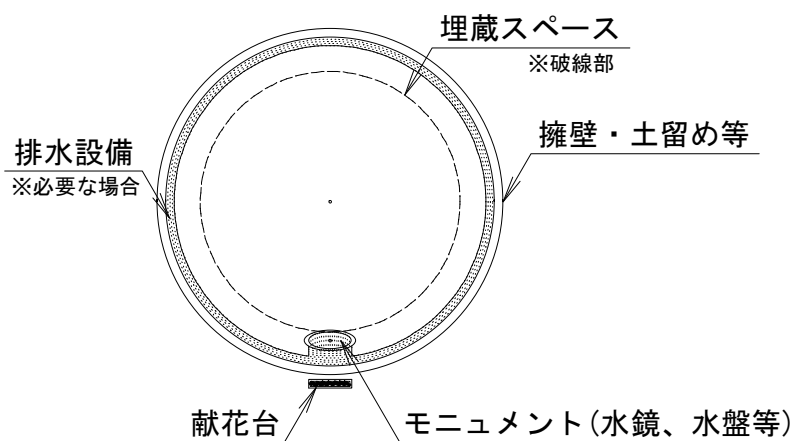
周囲を擁壁や土留め等で抑え、主に水をモチーフとしたモニュメント（水盤や水鏡など）を整備したデザインとする。モニュメントの後方に造成した部分を設け、遺骨を骨壺のまま、あるいは骨壺から出して直接、合祀する形態の埋蔵施設である。参拝は献花台の前で行う。

(イメージ図)

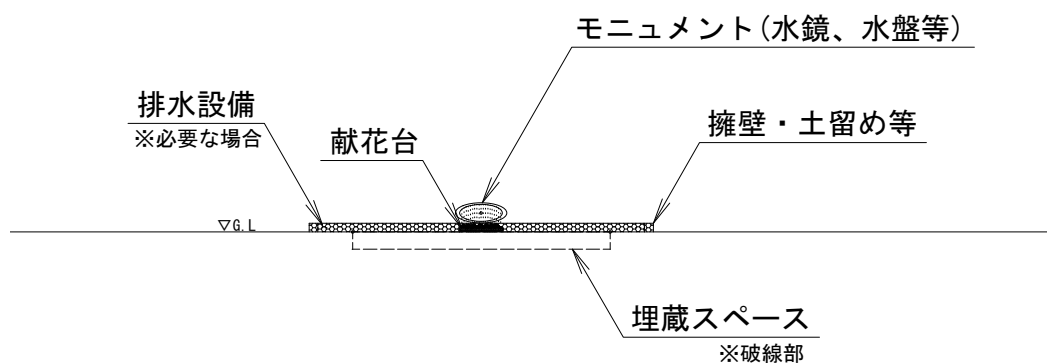


【出典：横浜市のHP】

(平面図)



(立面図)



③ 樹木型埋蔵施設

周囲を擁壁や土留め等で抑え、造成した部分に樹木（シンボルツリー）や低木，草花，芝などを植栽し，“自然に還るという思い”を強くアピールしたデザインとする。その植栽の周辺に，遺骨を骨壺のまま，あるいは骨壺から出して直接，合祀する形態の埋蔵施設である。参拝は献花台の前で行う。

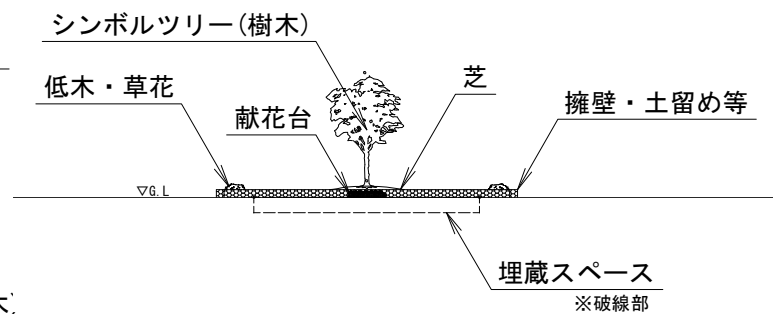
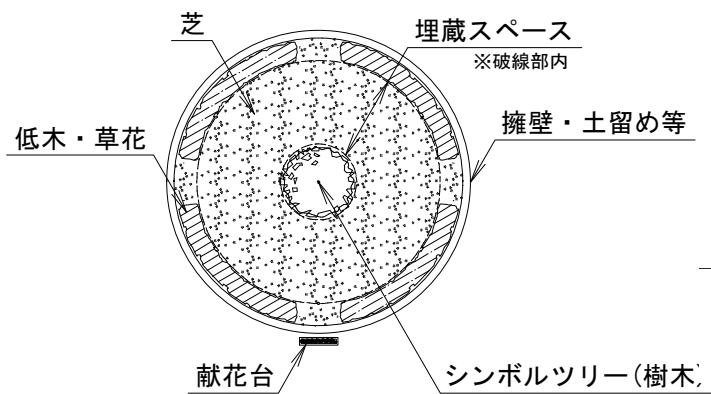
(イメージ図)



【出典：横浜市のHP】

(平面図)

(立面図)



以上の3種類の形態から，樹木型の景観を取り入れ，アンケート調査による意見が多かった“自然に還る”イメージの空間となるようシンボルツリーを設置する。また，墳墓風のマウンド型の形状にし，祈りの対象として構造物を設置する方向で検討する。

(2) 施設の検討

1) 墓地形式の概要

①使用期間

- ・永代使用とする。

②参拝方式

- ・祈りの対象物へ参拝する間接参拝方式とする。

③施設形態

- ・「死後は自然や大地，土に還りたい。」などの市民ニーズや周辺景観と調和したシンボル施設としての形態，宗教色を規定しない施設形態とする。施設は擁壁・石積を設置し，マウンド（盛土）状にして墳墓風の外観を形成した地上型と埋蔵施設が地下型，地上型の部分に芝生広場を整備し，慰霊・参拝・祈りの対象となる構造物を設置し，シンボルツリーを植栽する。

④施設構成・構造

a. 施設管理・施設デザイン

- ・施設管理は，墓地管理者（真岡市）の責任において，永代に渡って遺骨を埋蔵施設で管理する。
- ・参拝は間接参拝方式とし，アプローチとの調整を図って施設正面の地上部に献花台，焼香台を設置する。
- ・墓地管理者による納骨や設備等の維持管理のために，一般の立ち入りはない維持管理用のスムーズな管理用動線を確保する。
- ・合葬墓地の修景対策や意匠デザインは，周辺環境や景観との調和，周辺からの見え方に配慮し，合葬墓地のシンボルとなるような施設計画，マウンド状（盛土タイプ）の墳墓形式による芝生や草花，修景緑化の植栽計画をして，施設周辺が市民や参拝者の安らぎと憩いの空間となるような環境整備を行う。

b. 設置場所

- ・静寂な中に美しさや快適さが求められる場所に設置することとし，周辺環境との調和に配慮して設置する。
- ・利用しやすいように，主要動線（幹線園路）からアプローチしやすい便利な場所に設置する。

c. 埋蔵手法

- ・承継者を必要とせず，墓地管理者の責任において，永代に渡ってその遺骨を管理するシステムで，骨壺から遺骨を取り出し，サラシ等の袋状のものに入れて，マウンド（盛土）部に直接埋蔵する方法とする。原則として，合葬後の遺骨の返還には応じないものとする。

⑤施設面積

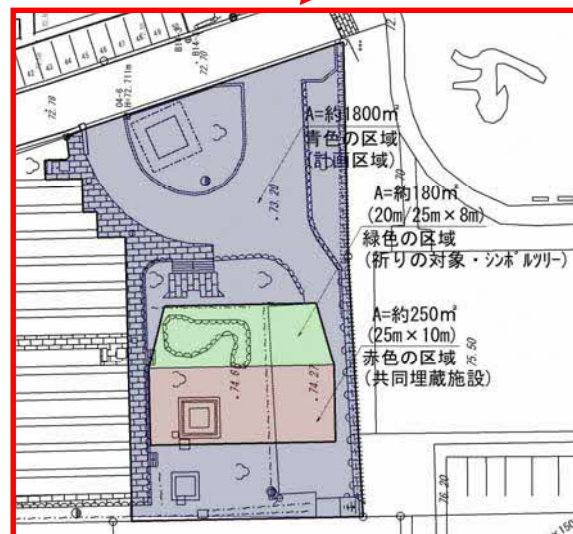
【敷地面積】： 計画区域の面積：約 1,800 m²

合葬墓地の区域面積：約 250 m² > 約 220 m² (樹木を墓標として、共同埋葬した場合)

図 1-1 長田霊園(全体図)



図 1-2 計画区域(拡大図)



⑥想定収蔵件数

想定収蔵件数は計算によると 2,850 体であるが、5%の余裕を考慮して、

$$N=2,850 \times (1+0.05) = 2,992.5 \text{ 体} \div 3,000 \text{ 体とする。}$$

2) 施設計画（案）の作成

施設名 : マウンド・樹木混合型埋蔵施設

埋蔵手法 : サラシ等の袋に包んでマンホールの共同埋蔵施設に合祀

収蔵数・面積 : 3,000 体・約 430 m² ((埋葬部 10m×25m),

(植栽部 (台形) 8.0m×20.0m (上底) /25.0m (下底)))

コンセプト : 東側に縦長の駐車場, 中央に参拝等ができる大きな広場, 西側奥に合葬墓地を整備するので敷地の配置バランスが良く, 西側奥に行くほど地盤が高くなるので合葬墓地に象徴性をもたせることができる計画。

また, 祈りの対象としての構造体を中央に据えて, 両隣に樹木を植栽することにより, 通常, 墓石に対してお祈りするのと同じような形式をとることができるだけでなく, 自然葬の印象も与えることができる。

主な施設 : ①擁壁・石積施設・・・擁壁・石積 他

②園路広場施設・・・インターロッキング舗装, アスファルト舗装 他

③修景施設 (花木)・・・シンボルツリー, 花壇 (草花, 低木) 他

④サービス施設・・・ベンチ, 案内板 他

⑤管理施設・・・車止め 他

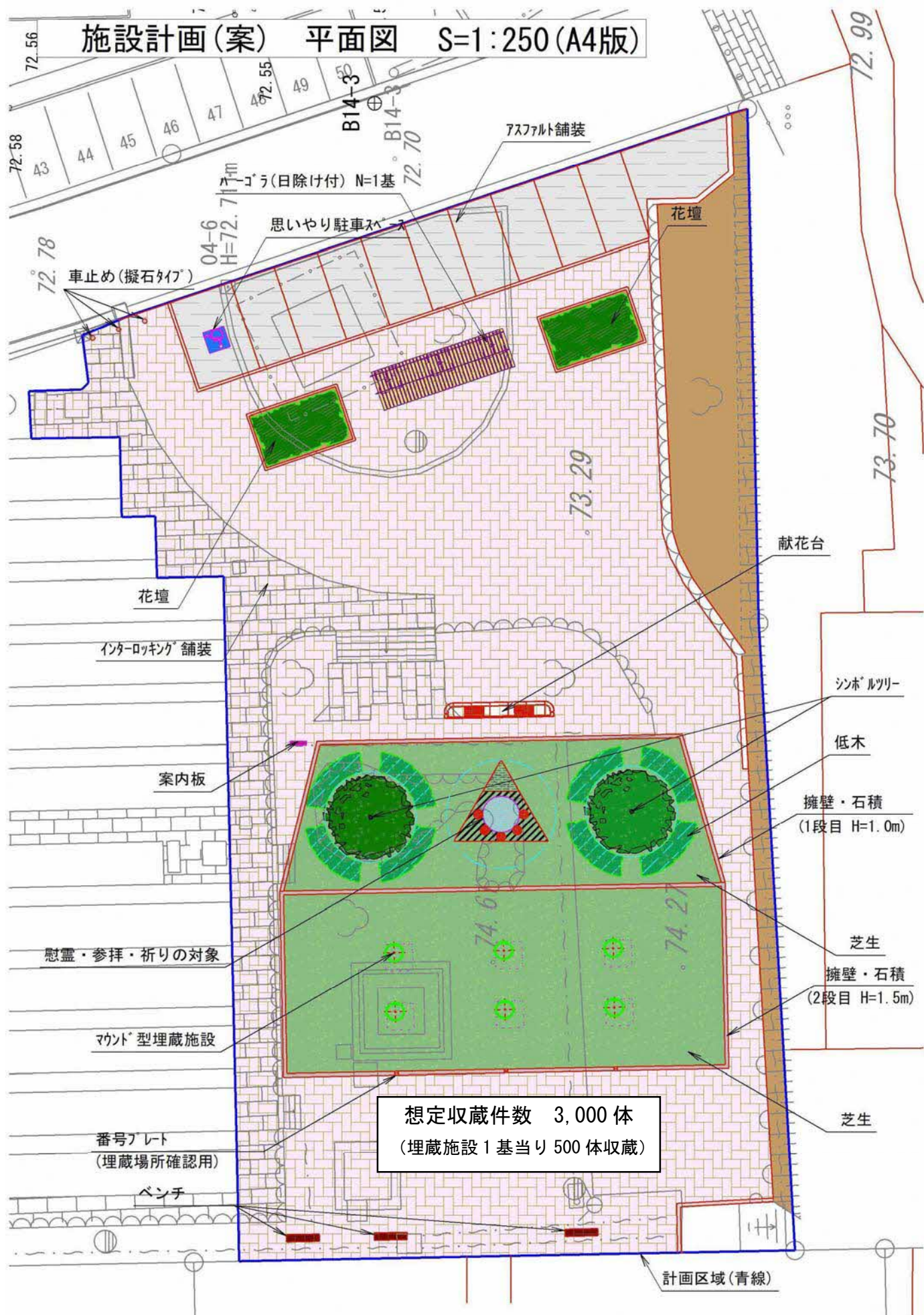
⑥マウンド・樹木混合型埋蔵施設・・・祈りの対象, 番号プレート, 献花台, マウンド型埋蔵施設 他

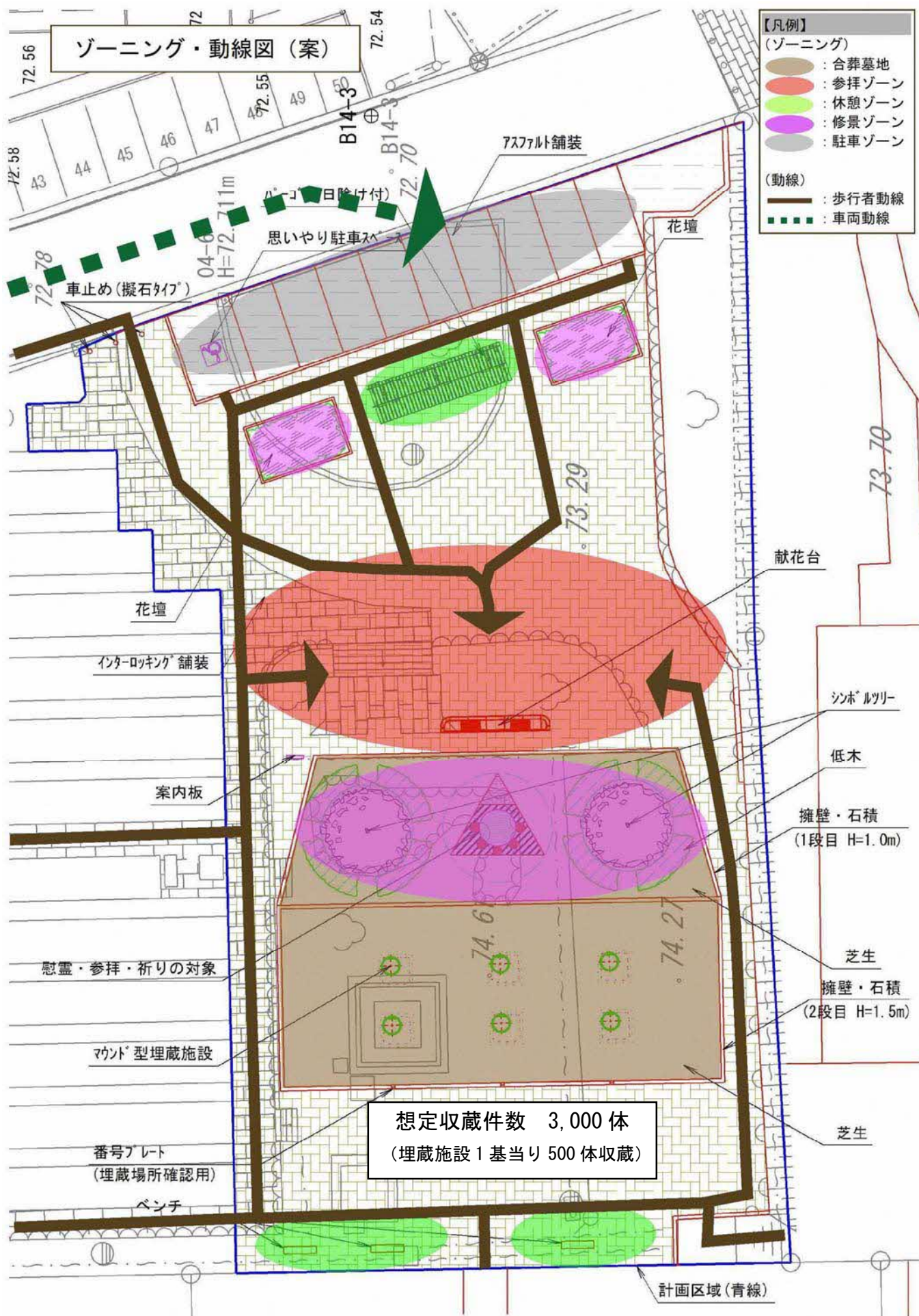
⑦建築施設・・・パーゴラ 他

表 5 マウンド・樹木混合型合葬墓地の建設費概算

施設	名称	数量	単位	備考
基盤整備工事	掘削・盛土・取壊し撤去工	1,400	千円	場内流用土
伐採・抜根工事	高木低木伐採・抜根工ほか	2,100	〃	
擁壁・石積工事	修景石積工ほか	12,400	〃	H=1.0m
園路広場工事	舗装, 縁石工ほか	6,400	〃	
植栽工事	樹木・草花・芝生工ほか	1,200	〃	
サービス施設工事	ベンチ, 案内板工ほか	800	〃	
管理施設工事	車止め工	300	〃	
霊園附帯工事	献花台, 収蔵施設ほか	9,100	〃	
建築工事	パーゴラ工	2,200	〃	
設備工事	給水設備, 電気設備ほか	700	〃	
直接工事費	合計	36,600	〃	
請負工事費	合計	71,000	〃	経費率 94%
※別途建築工事費	環境型トイレ	18,000	〃	常時循環型

施設計画(案) 平面図 S=1:250 (A4版)





第4章 整備スケジュール等

1 概算事業費

(1) 造成・工事費の算出

施設計画（案）より，概算工事費は約7,100万円と試算されたが，今後の地質調査や設計業務をもとに仕様についても十分検討し，使用者負担が高額にならないよう精査していく。

(2) 使用料の算定

合葬墓地の使用料の積算根拠としては，明確な基準がない。そのため各自治体の先進事例をもとに，設計・工事費，維持管理費や収蔵規模を踏まえ算出することとする。

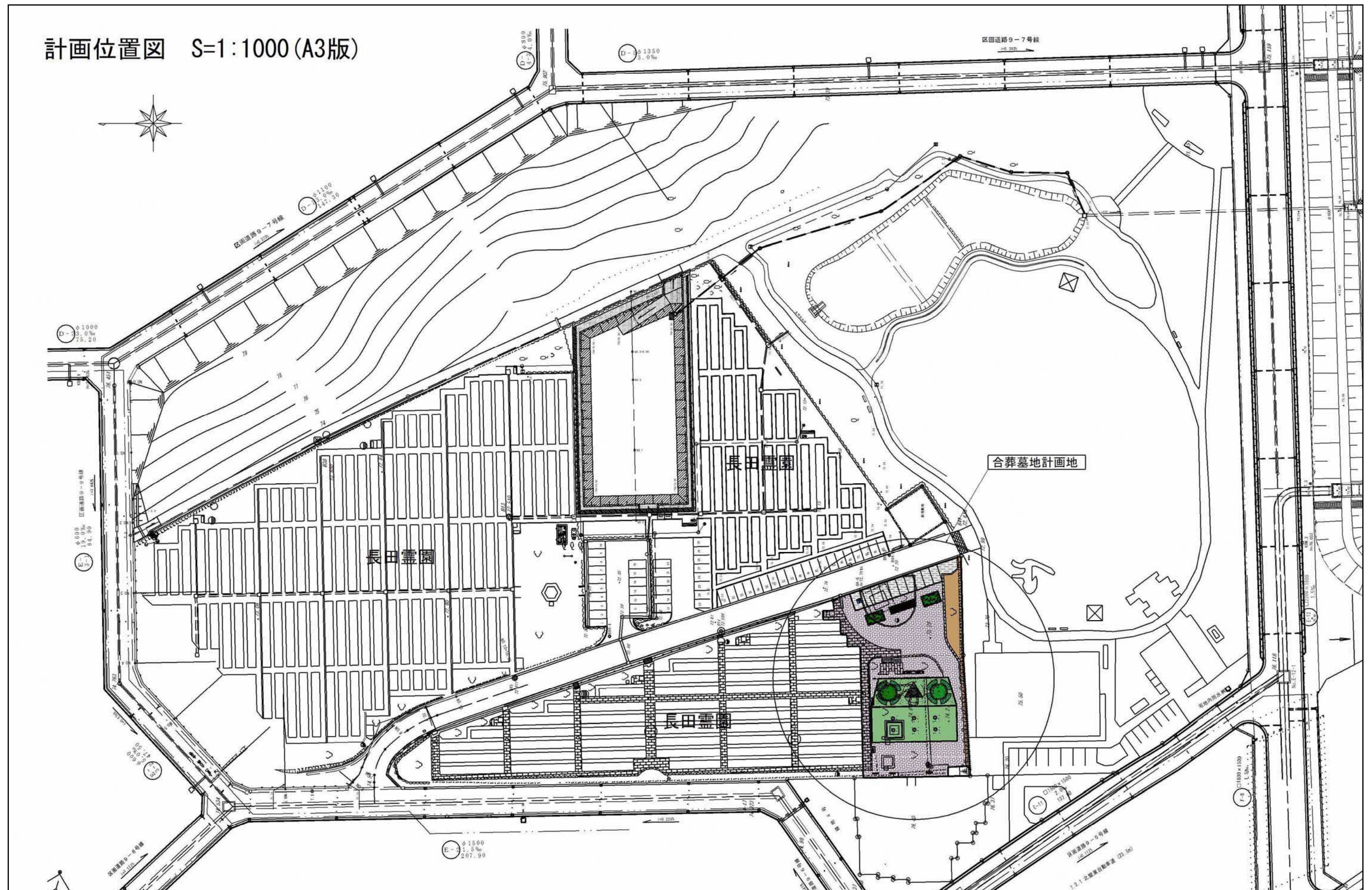
2 整備スケジュール

施設計画（案）に基づき，設計及び工事工程等の整備スケジュールを以下の通りとする。

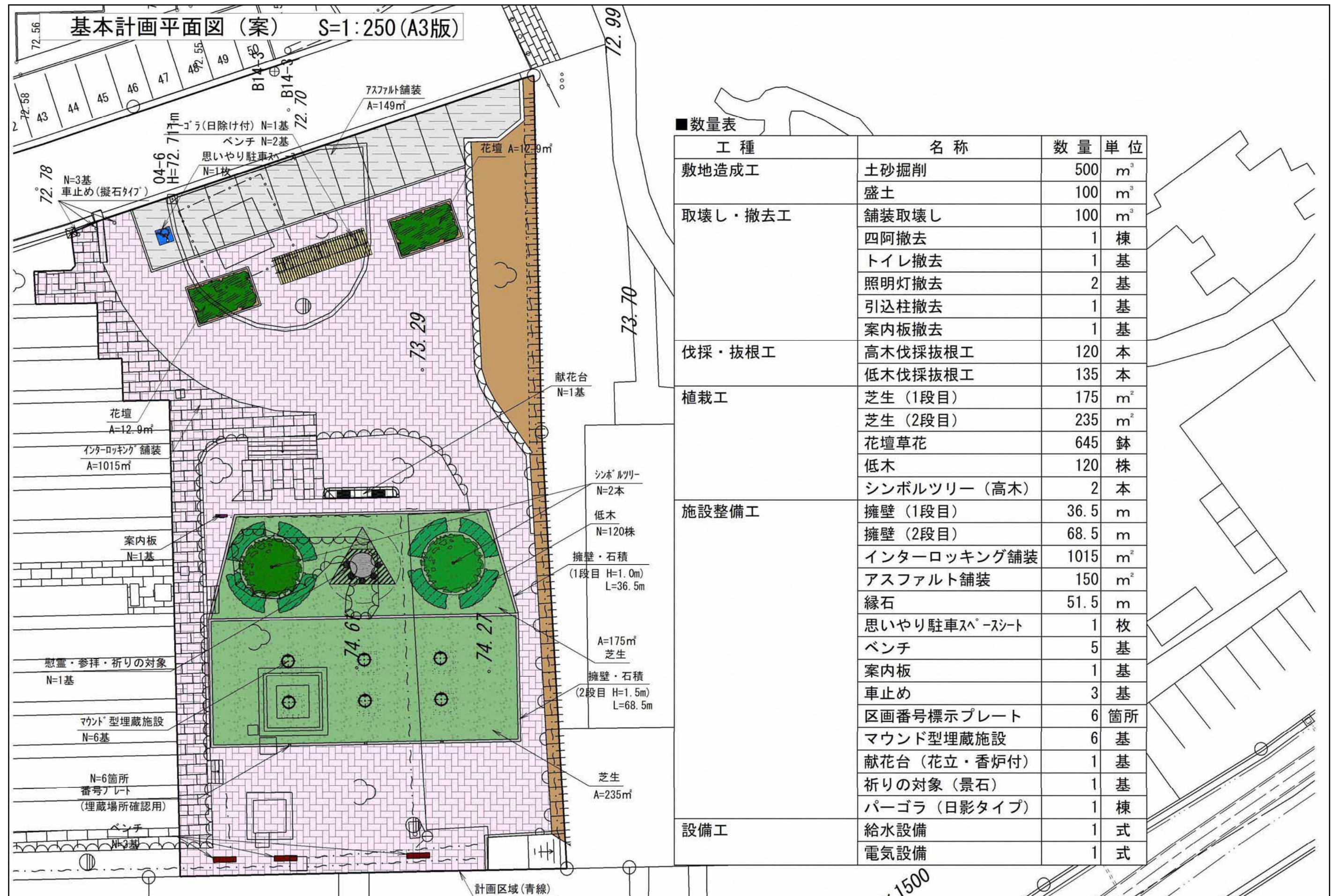
■表6 整備スケジュール（案）

真岡市合葬墓地整備スケジュール														
工 種	単位	数量	令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
			4月	9月	3月	4月	9月	3月	4月	9月	3月	4月	9月	3月
基本計画														
アンケート調査	式	1												
基本計画	式	1												
基本設計・実施設計														
測量	式	1												
地質調査	式	1												
基本設計	式	1												
実施設計	式	1												
整備工事														
撤去工事	式	1												
造成工事	式	1												
施設整備工事	式	1												
植栽工事	式	1												
														

(1) 計画位置図

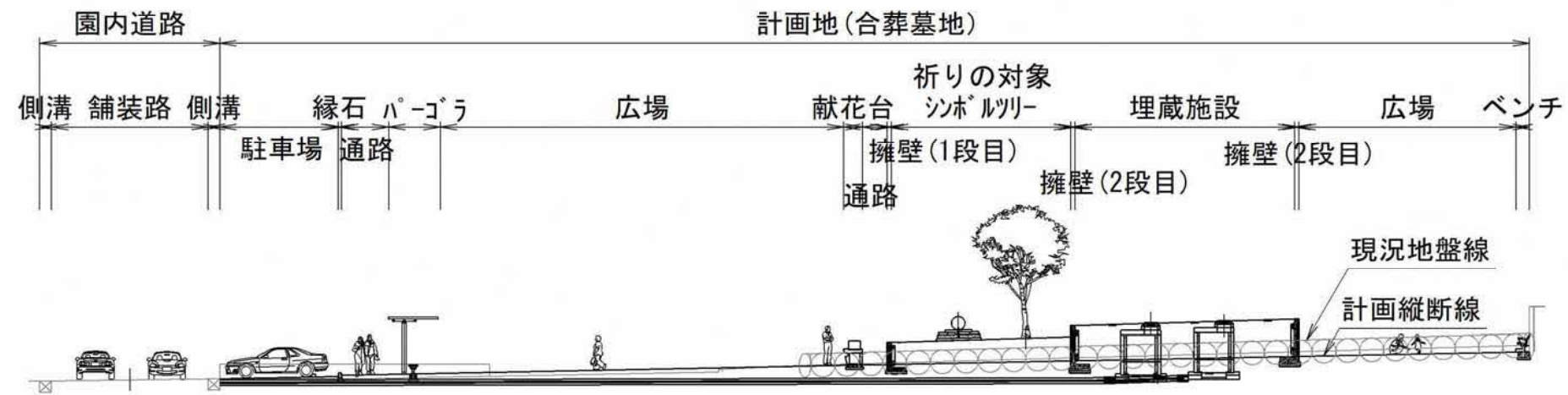


(2) 基本計画平面図

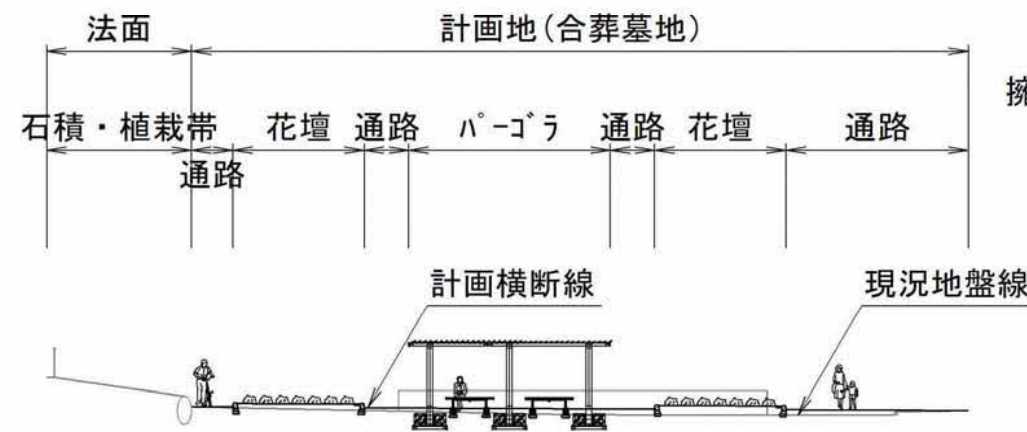


(3) イメージ断面図

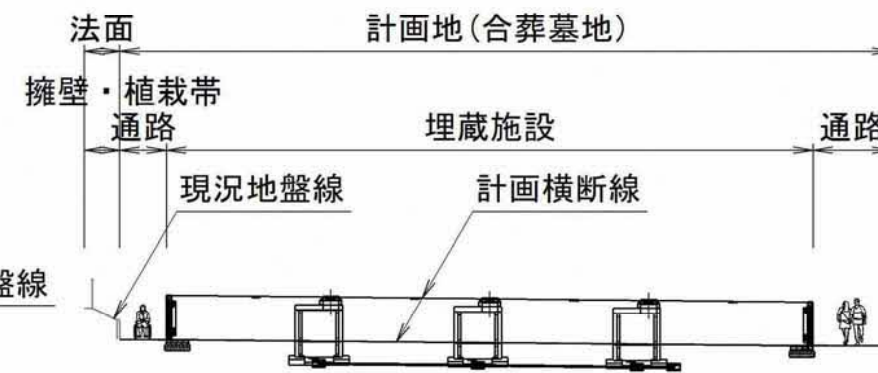
A-A' 断面図 (案) S=1:250 (A3版)



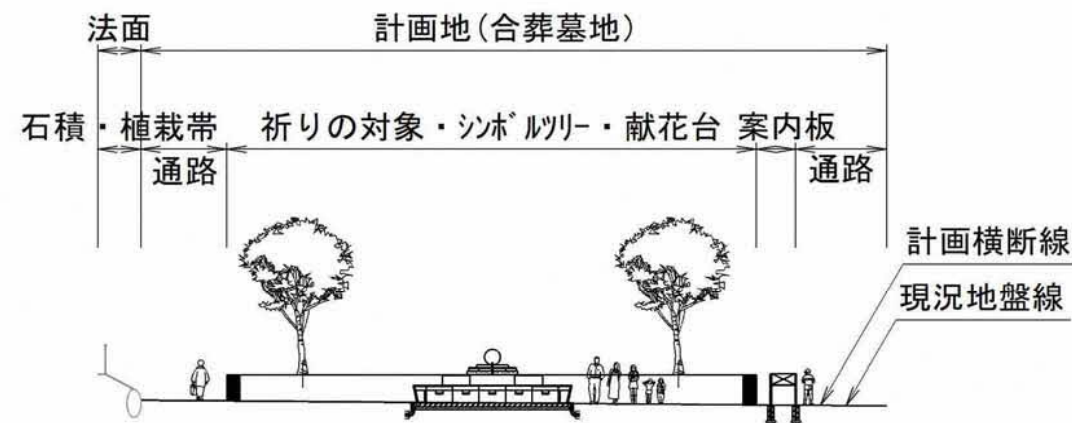
B-B' 断面図 (案) S=1:250 (A3版)



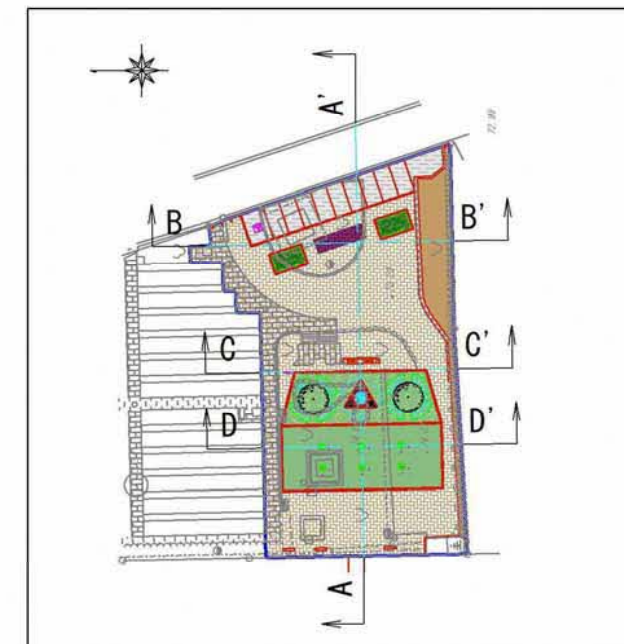
D-D' 断面図 (案) S=1:250 (A3版)



C-C' 断面図 (案) S=1:250 (A3版)



切断面位置図 S=1:1000 (A3版)



まとめ

これまでの各項を総括して、以下の通りとする。

1. 既存の市営墓地の残区画が少なくなっていることや多様化するニーズを踏まえ、令和3年8月に墓地についての市民アンケートを実施した。アンケートにおいて、「合葬墓地が必要である」との回答が59.1%で約6割を占めており、また、「子や孫、親族等に負担をかけたくない」、「お墓を引き継ぐ人がいない、お墓を管理してくれる人がいない」など、回答者の約6割が将来においてお墓に関する不安を感じているという結果となったことから、合葬墓地整備の必要性をうかがうことができる。これらを踏まえ、今後の墓地ニーズに対応するため、宗教や宗派にとらわれず、管理や費用の負担が少なく、墓地の承継者がいない人でも利用可能な合葬墓地を整備することとする。
2. 整備計画地については、用地の確保が比較的容易であることから、既存の市営墓地内で検討し、総合的に判断した結果、長田霊園内とする。
3. 合葬墓地の収蔵規模は、将来の需要見込みから3,000体とする。埋蔵手法については、手法毎のメリット等を総合的に判断し、サラシ等の袋に包み、マンホール型の共同埋蔵施設へ埋蔵することとし、アンケートでの意見や先進事例から、マウンド型の埋蔵施設に祈りの対象として樹木・構造物を設置する方向で検討する。
4. 工事費は、概算で7,100万円程度が見込まれるが、使用料については、工事費や維持管理費をもとに設定することから、使用者負担が高額にならないよう、基本設計・実施設計において精査していくこととする。
5. 今後のスケジュールとしては、令和6年度に需要が供給を上回る見込みであることから令和4年度に基本設計・実施設計、令和5年度に整備工事を実施し、令和6年度中の供用開始を目指すこととする。
6. 区画墓地については、当面、残り区画による供給となるが、合葬墓地の整備により区画墓地の返還増加が見込まれるため、並行して返還区画の再供給を行い、状況により区画増設などの整備についても視野に入れ、今後の需要に対応していくものとする。

1 栃木県及び真岡市の資料

(1) 真岡市の人口及び世帯数の推移

※▲は増加, △は減少

年次	世帯数 (世帯)	人口 (人)			人口増加 数 (人)	対前年人口 増加率 (%)	人口性比 (%) (女=100)
		総数	男	女			
平成28年	28,516	79,655	40,017	39,638	▲116	▲0.1	101.0
平成29年	29,080	79,548	40,068	39,480	△107	△0.1	101.5
平成30年	29,470	79,476	40,108	39,368	△72	△0.1	101.9
令和元年	29,916	79,109	39,976	39,133	△367	△0.5	102.2
令和2年	30,218	78,638	39,702	38,936	△471	△0.6	102.0

(国勢調査年次以外は毎月人口調査) 各年10月1日

(2) 真岡市の人口増減

※▲は増加, △は減少

年次	自然増減								
	出生			死亡			増減		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
平成27年度	656	321	335	889	469	420	△233	△148	△85
平成28年度	681	354	327	820	406	414	△139	△52	△87
平成29年度	616	343	273	878	456	392	△262	△113	△119
平成30年度	639	318	321	845	432	413	△206	△114	△92
令和元年度	548	274	274	857	454	403	△309	△180	△129

(毎月人口調査)

年次	社会増減								
	転入			転出			増減		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
平成27年度	2,476	1,340	1,136	2,502	1,319	1,183	△26	21	△47
平成28年度	2,622	1,417	1,205	2,363	1,195	1,168	259	222	37
平成29年度	2,639	1,474	1,165	2,535	1,351	1,184	104	123	△19
平成30年度	2,693	1,520	1,173	2,577	1,431	1,146	116	89	27
令和元年度	2,598	1,422	1,176	2,739	1,460	1,279	△141	△38	△103

(毎月人口調査)

(3) 関連する上位計画

1) 真岡市都市計画マスタープラン一部改訂版（平成 31 年 3 月 真岡市）

都市計画マスタープランの中で策定の背景として「21世紀を迎え、急激な経済成長を遂げた都市化社会から安定成熟した都市型社会への意向や、人口減少社会の到来、産業構造の変化、市民主体の取組みの活発化など、都市をとり巻く環境が変化している。このような変化に対応し、真岡で豊かに暮らし、いきいきと働き続けるためには、望ましい都市像を明確にし、総合的で体系的な施策の展開が重要となります。また、地域社会への関心を高め、市民や事業者など多様な主体の力を結集し、協働でまちづくりに取り組んでいることが求められています」と述べられている。

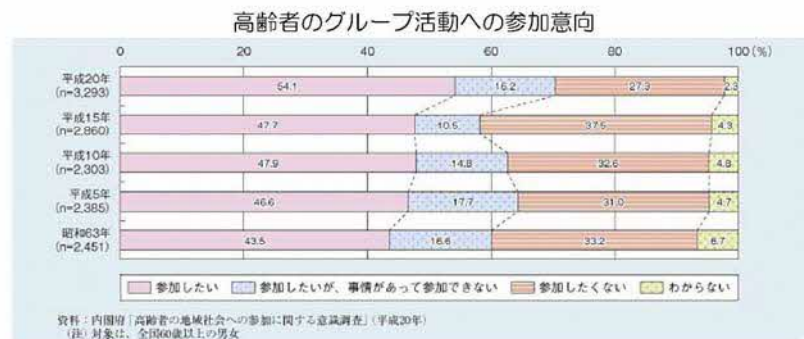
また、「第1章 真岡市の現状と課題」の中では社会潮流「価値観の多様性と市民主体の取組みの活発化」が課題として挙げられている。

(5) 価値観の多様化と市民主体の取組みの活発化

社会・経済の成熟化に伴い、人々が求めるニーズも多様化・高度化し、物質的な豊かさに加えて、精神的な豊かさが求められるようになっていきます。

一定の生活水準を達成し、労働時間の短縮などの流れもあって、生涯学習の需要が高まりをみせ、余暇の活用方法や平均寿命の延びによるリタイア後の生活スタイルのあり方も、人々の関心事となっています。特に、いわゆる「団塊の世代」の多くが定年退職の時期を迎え、その傾向が強くみられるようになっていきます。

また、民主主義の成熟とともに、政策決定、さらには政策立案のプロセスへの住民参加が活発化してきており、NPO（非営利団体）などにより、支え合いと活気のある社会を作るための「協働の場」が成長しつつあります。



出典：平成24年版高齢社会白書（内閣府）

【出典：真岡市都市計画マスタープラン一部改訂版（平成31年3月）P.24 真岡市】

2) 宇都宮都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和3年3月 栃木県）

主要な施設配置の方針として「墓園については、超高齢社会や核家族化の進行による今後の墓地需要に対応していくため整備を促進します。」と述べられている。

2 アンケート調査

日ごろより市政に対しご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、近年の墓地ニーズの多様化に応じた墓地行政を推進するため、合葬墓地に関するアンケート調査をお願いすることになりました。本調査の対象者は、真岡市在住 30 歳以上の世帯主の皆さまの中から、無作為抽出により 1,000 人を選ばせていただきました。

お忙しいところ恐縮ですが、皆さまのお考えやご要望を今後の墓地行政に反映させるため、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、この調査は無記名でご回答いただくものであり、回答結果は統計的に処理しますので、個人のお名前等が公表されることはございません。

令和3年7月30日

真岡市長 石坂 真一

合葬墓地とは

宗教・宗派にとらわれず、一つのお墓に複数の遺骨を共同で埋蔵するお墓です。近年自治体でも全国的に導入されています。管理や費用などの負担が少なく、お墓を引き継ぐ人がいない方でも利用することができます。

【ご回答にあたってのお願い】

1. 調査には宛名のご本人様にご回答ください。
2. ご回答は、選択肢の番号に○をつけるか、具体的な内容をご記入ください。
3. 設問によってご回答いただく方が限られる場合がございます。ことわり書き等に従ってご回答ください。
4. この調査は、郵送・インターネットどちらからでも回答することができます。

【郵送で回答いただく場合】

この調査票に直接ご記入していただき、同封の返信用封筒に入れてポストに投函してください（切手を貼る必要はありません）。

【インターネットから回答いただく場合】（この調査票への記入・返送は不要です。）

○次の手順で回答フォームを開いてご回答願います。

1. URL:<https://logoform.jp/form/jZFV/23565> を開いてください。
2. ページ内の各設問にご回答ください。

○スマートフォンから調査に回答する場合は、以下のQRコードにアクセスして、回答ができます。



回答期限：＜8月20日（金）＞

ご不明な点やお問い合わせは、下記の担当までお問い合わせください。

市民生活部 環境課 環境保全係
電話 83-8125

(1) アンケート用紙

合葬墓地に関するアンケート調査票

■問1 あなたの性別は。

1. 男	2. 女	3. その他
------	------	--------

■問2 あなたの年齢は。

1. 30~39 歲	2. 40~49 歲	3. 50~59 歲	4. 60~69 歲	5. 70 歲以上
------------	------------	------------	------------	-----------

■問3 あなたの家族の世帯構成は。

1. 1人世帯
2. 夫婦のみ
3. 親と子供（2世代）
4. 親と子供と孫（3世代）
5. その他（ ）

■問4 あなたは現在お墓をお持ちですか。

1. 持っているまたは利用できるお墓がある 3. 新たに取得する予定である →問8へ 5. わからない	2. 親などから引き継ぐ予定である 4. お墓を取得する予定はない 6. その他 ()
---	--

■問5 問4で選択肢「1. 持っているまたは利用できるお墓がある」または「2. 親などから引き継ぐ予定である」に○を付けた方にお尋ねします。

▶ そのお墓はどちらにありますか。

１．真岡市内 ２．真岡市外，栃木県内 ３．栃木県外 ４．その他（ ）
--

■問6 問4で選択肢「1. 持っているまたは利用できるお墓がある」または「2. 親などから引き継ぐ予定である」に○を付けた方にお尋ねします。

▶ そのお墓は次のうちどれですか。

1. 市営などの公営墓地 3. 地域の共同墓地	2. 寺院、教会、公益法人などの民間墓地 4. その他（ ）
----------------------------	-----------------------------------

■問7 問4で選択肢「1. 持っているまたは利用できるお墓がある」または「2. 親など引き継ぐ予定である」に○を付けた方にお尋ねします。

▶ そのお墓を引き継ぐ人（承継者）はいますか。

1. いる	2. いない	3. わからない
-------	--------	----------

■問8 問4で選択肢「3. 新たに取得する予定である」に○を付けた方にお尋ねします。

▶ 新たに取得する主な理由を教えてください。(○はひとつ)

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1. 遺骨があるため | 2. 遺骨はないが、将来に備えて |
| 3. 現在持っているお墓から移すため | 4. その他 () |

■問9 問4で選択肢「3. 新たに取得する予定である」に○を付けた方にお尋ねします。

▶ どこに取得する予定もしくは取得したいと思っていますか。

- | | |
|---------|--------------|
| 1. 真岡市内 | 2. 真岡市外、栃木県内 |
| 3. 栃木県外 | 4. その他 () |

■問10 問4で選択肢「3. 新たに取得する予定である」に○を付けた方にお尋ねします。

▶ 取得する予定もしくは取得したいと思っているお墓は次のうちどれですか。

- | | |
|--------------|----------------------|
| 1. 市営などの公営墓地 | 2. 寺院、教会、公益法人などの民間墓地 |
| 3. 地域の共同墓地 | 4. その他 () |

■問11 将来を含め、お墓に関する不安なことや心配なことはありますか。(○は1つ)

- | |
|--------------------------------------|
| 1. 維持管理にかかる費用 |
| 2. 子や孫、親族等に負担をかけたくない |
| 3. お墓を引き継ぐ人(承継者)がいない、お墓を管理してくれる人がいない |
| 4. 特に心配なことはない |
| 5. その他 () |

【合葬墓地について】

■問12 近年、少子高齢化や価値観の多様化などにより、共同で埋蔵する合葬墓地の需要が高まっています。あなたは、真岡市に合葬墓地が必要だと思いますか。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 必要である | 2. 必要がない | 3. わからない |
|----------|----------|----------|

■問13 合葬墓地が真岡市に整備された場合、利用したいですか。

- | | | | |
|------------|-------|-------------|-------|
| 1. 利用したい | →問14へ | 2. 利用を検討したい | →問14へ |
| 3. 利用したくない | →問15へ | 4. わからない | |

■問14 問13で選択肢「1. 利用したい」または「2. 利用を検討したい」に○を付けた方にお尋ねします。

利用したい，利用を検討したい主な理由を教えてください。(○は1つ)

1. 子や孫への負担が少ないから
2. お墓を引き継ぐ人（承継者）がいない（いなくなるかもしれない）から
3. 金銭的負担が少ないから
4. 清掃などの管理の必要がないから
5. その他（ ）

■問 15 問 13 で選択肢「3. 利用したくない」に○を付けた方にお尋ねします。

利用したくない主な理由を教えてください。(○は1つ)

1. 既にお墓を持っているから、または利用できるお墓があるから
2. 他の方の遺骨と共同埋蔵されることに抵抗があるから
3. お墓を市外などに移す予定があるから
4. その他（ ）

【自由意見欄】

◆ 最後に、墓地行政や市営墓地に関して、ご意見がありましたらご記入ください。

アンケート調査にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

皆さまの大切なご意見を、今後の墓地行政運営に反映させていきたいと考えております。

同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに8月20日（金）までに投函してください。

(2) 単純集計

問 1 あなたの性別は。

- ・回答者の性別は，世帯主に対してアンケート調査を実施したため，男性が多い。

記号	1	2	3	－
性別	男性	女性	その他	合計
サンプル数	395	82	0	477
割合(%)	82.8	17.2	0	100.0

問 2 あなたの年齢は。

- ・「60～69 歳」と「70 歳以上」を合わせると 56.6%となり過半数を占める。高齢者の方が本件に対する関心が高いと思われる。

記号	1	2	3	4	5	－
年齢	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳以上	合計
サンプル数	35	85	87	135	135	477
割合(%)	7.4	17.8	18.2	28.3	28.3	100.0

問 3 あなたの家族の世帯構成は。

- ・「親と子供」（2 世代）の世帯が 43.2%で最も多い。

記号	1	2	3	4	5	－	－
世帯	1 人世帯	夫婦のみ	親と子供 (2 世代)	親と子供と孫 (3 世代)	その他	無回答	合計
サンプル数	86	120	206	52	10	3	477
割合(%)	18.0	25.2	43.2	10.9	2.1	0.6	100.0

問4 あなたは現在お墓をお持ちですか。

- ・「持っているまたは利用できるお墓がある」人は61.0%、「親などから引き継ぐ予定である」人の14.5%を合わせると、75.5%の人が、お墓を持っている。

記号	1	2	3	4
有無	持っているまたは利用できるお墓がある	親などから引き継ぐ予定である	新たに取得する予定である	お墓を取得する予定はない
サンプル数	291	69	36	46
割合(%)	61.0	14.5	7.6	9.6
記号	5	6	-	
有無	わからない	その他	無回答	
サンプル数	29	5	1	
割合(%)	6.1	1.0	0.2	
記号	-			
有無	合計			
サンプル数	477			
割合(%)	100.0			

問5 問4で選択肢「1. 持っているまたは利用できるお墓がある」または「2. 親などから引き継ぐ予定である」に○を付けた方にお尋ねします。

お墓はどちらにありますか。

- ・「真岡市内」が80.4%と8割を超える。

記号	1	2	3	4	合計
場所	真岡市内	真岡市外, 栃木県内	栃木県外	その他	-
サンプル数	287	36	30	4	357
割合(%)	80.4	10.1	8.4	1.1	100.0

問6 問4で選択肢「1. 持っているまたは利用できるお墓がある」または「2. 親などから引き継ぐ予定である」に○を付けた方にお尋ねします。

そのお墓は次のうちどれですか。

- ・「地域の共同墓地」が 48.7%と最も多く、次いで「寺院、教会、公益法人などの民間墓地」の 33.0%となっている。

記号	1	2	3	4	-
種別	市営などの公営墓地	寺院、教会、公益法人などの民間墓地	地域の共同墓地	その他	合計
サンプル数	56	116	171	8	351
割合(%)	16.0	33.0	48.7	2.3	100.0

問7 問4で選択肢「1. 持っているまたは利用できるお墓がある」または「2. 親など引き継ぐ予定である」に○を付けた方にお尋ねします。

そのお墓を引き継ぐ人（承継者）はいますか。

- ・お墓を承継してくれる人が「いる」のは 15.6%、「いない」と「わからない」を合わせると 79.7%となる。

記号	1	2	3	4	-	-
有無	いる	いない	わからない	その他	無回答	合計
サンプル数	56	116	171	8	9	360
割合(%)	15.6	32.2	47.5	2.2	2.5	100.0

問8 問4で選択肢「3. 新たに取得する予定である」に○を付けた方にお尋ねします。

新たに取得する主な理由を教えてください。（○はひとつ）

- ・「遺骨はないが、将来に備えて」が 83.2%で最も多い。

記号	1	2	3	4	-	-
理由	遺骨があるため	遺骨はないが、将来に備えて	現在持っているお墓から移すため	その他	無回答	合計
サンプル数	2	30	2	1	1	36
割合(%)	5.6	83.2	5.6	2.8	2.8	100.0

- 問 9 問 4 で選択肢「3. 新たに取得する予定である」に○を付けた方にお尋ねします。
どこに取得する予定もしくは取得したいと思っていますか。
- ・「真岡市内」が 87.9%で最も多い。

記号	1	2	3	4	-
場所	真岡市内	真岡市外, 栃木県内	栃木県外	その他	合計
サンプル数	29	2	1	1	33
割合(%)	87.9	6.1	3.0	3.0	100.0

- 問 10 問 4 で選択肢「3. 新たに取得する予定である」に○を付けた方にお尋ねします。取得する予定もしくは取得したいと思っているお墓は次のうちどれですか。
- ・「市営などの公営墓地」が 55.6%で過半数を占め、最も多い。

記号	1	2	3	4	-	-
種別	市営などの 公営墓地	寺院, 教会, 公益法 人などの民間墓地	地域の 共同墓地	その他	無回答	合計
サンプル数	20	2	6	5	3	36
割合(%)	55.6	5.6	16.6	13.9	8.3	100.0

- 問 11 将来を含め、お墓に関する不安なことや心配なことはありますか。(○は1つ)
- ・「子や孫、親族等に負担をかけたくない」が 31.7%で最も多い。

記号	1	2	3	4
心配・不安	維持管理にか かる費用	子や孫, 親族等に 負担をかけたくない	お墓を引き継ぐ人(承継 者)がいない, お墓を管 理してくれる人がいない	特に心配なこ とはない
サンプル数	67	151	67	145
割合(%)	14.0	31.7	14.0	30.4
記号	5	-		
心配・不安	その他	無回答		
サンプル数	9	38		
割合(%)	1.9	8.0		
記号	-			
心配・不安	合計			
サンプル数	477			
割合(%)	100.0			

【合葬墓地について】

問 1 2 近年、少子高齢化や価値観の多様化などにより、共同で埋蔵する合葬墓地の需要が高まっています。あなたは、真岡市に合葬墓地が必要だと思いますか。

・「必要である」が 59.1%で過半数を占め、最も多い。

記号	1	2	3	－	－
要・不要	必要である	必要でない	わからない	無回答	合計
サンプル数	282	36	144	15	477
割合(%)	59.1	7.6	30.2	3.1	100.0

問 1 3 合葬墓地が真岡市に整備された場合、利用したいですか。

・「利用したい」、「利用を検討したい」が合わせて 37.9%となっている。

記号	1	2	3	4	－	－
利用	利用したい	利用を検討したい	利用したくない	わからない	無回答	合計
サンプル数	63	118	138	141	17	477
割合(%)	13.2	24.7	28.9	29.6	3.6	100.0

問 1 4 問 1 3 で選択肢「1. 利用したい」または「2. 利用を検討したい」に○を付けた方にお尋ねします。

利用したい，利用を検討したい主な理由を教えてください。(○は1つ)

・「子や孫への負担が少ないから」が 43.6%で最も多い。

記号	1	2	3	4
理由	子や孫への負担が少ないから	お墓を引き継ぐ人(承継者)がい ない(いなくなるか もしれない)から	金銭的負担が少 ないから	清掃などの管理の必 要がないから
サンプル数	79	64	17	13
割合(%)	43.6	35.4	9.4	7.2
記号	5	－		
理由	その他	無回答		
サンプル数	2	6		
割合(%)	1.1	3.3		
記号	－			
理由	合計			
サンプル数	181			
割合(%)	100.0			

問 1 5 問 1 3 で選択肢「3. 利用したくない」に○を付けた方にお尋ねします。

利用したくない主な理由を教えてください。(○は1つ)

・「既にお墓を持っているから，または利用できるお墓があるから」が 84.8%で最も多い。

記号	1	2	3	4	－	－
種別	既にお墓を持っ ているから，また は利用できるお墓 があるから	他の方の遺骨と 共同埋蔵されるこ とに抵抗があるか ら	お墓を市外など に移す予定がある から	その他	無回答	合計
サンプル数	117	17	0	0	4	138
割合(%)	84.8	12.3	0	0	2.9	100.0

(3) アンケート調査の集計・分析結果のまとめ

1) アンケート調査の自由回答

アンケート調査の各設問に、「その他」の自由記述及び自由記入欄の設問を設け、様々なご意見等をいただいた。項目を分類整理して要旨をまとめたものである。

①「その他」の回答について

問3 あなたの家族の世帯構成は。

- ・3人
- ・夫婦と孫
- ・夫婦と親
- ・夫婦と子供
- ・夫婦と子供
- ・祖母と夫婦と子供
- ・夫婦と親
- ・弟
- ・夫婦と子供2人
- ・夫婦と子供

問4 あなたは現在お墓をお持ちですか。

- ・親が管理している、お墓を引き継ぐかどうか未定
- ・樹木葬で良いか?と考えている
- ・合同墓
- ・持っていない
- ・お墓にする土地はあります。

問5 問4で選択肢「1. 持っているまたは利用できるお墓がある」または「2. 親などから引き継ぐ予定である」に○を付けた方にお尋ねします。

そのお墓はどちらにありますか。

- ・東京都八王子市
- ・東京
- ・岩手県(妻の実家)
- ・北海道

問6 問4で選択肢「1. 持っているまたは利用できるお墓がある」または「2. 親などから引き継ぐ予定である」に○を付けた方にお尋ねします。

そのお墓は次のうちどれですか。

- ・親族の共同墓地
- ・個人所有

- ・個人
- ・私有
- ・所有墓地
- ・個人
- ・個人墓地
- ・個人で持っている

問 8 問 4 で選択肢「3. 新たに取得する予定である」に○を付けた方にお尋ねします。
新たに取得する主な理由を教えてください。(○はひとつ)

- ・将来的には

問 9 問 4 で選択肢「3. 新たに取得する予定である」に○を付けた方にお尋ねします。
どこに取得する予定もしくは取得したいと思っていますか。

- ・未定

問 10 問 4 で選択肢「3. 新たに取得する予定である」に○を付けた方にお尋ねします。
取得する予定もしくは取得したいと思っているお墓は次のうちどれですか。

- ・未定
- ・まだ決めていない。
- ・金額が分からないから負担が少ない場所
- ・わからない・決めていない
- ・公営，民間を問わず合葬墓

問 11 将来を含め，お墓に関する不安なことや心配なことはありますか。(○は1つ)

- ・宮城県にありこちらに移したい(転勤にて真岡市に住む)
- ・息子2人居るが同居ではなく他県に所帯を持っている
- ・上記の事は将来的に不安になると思います。
- ・お墓を管理してくれるかどうか分からない
- ・今はないが，その時になって考えるしかない
- ・将来，自分の子供が継いでくれるかは今のところ分からないし，継いだとしても，その後はどうなるのかが不明な所が心配というか，重荷になるのかなと思う。先祖から引き継いでいるものだから，後世に残したいが，負担もかけたくはない。

問 14 問 13 で選択肢「1. 利用したい」または「2. 利用を検討したい」に○を付けた方にお尋ねします。

利用したい，利用を検討したい主な理由を教えてください。(○は1つ)

- ・子供が将来家を出た場合，お墓を管理する人がいなくなる。子供が家に残ってくれても，できる限りお墓の管理等に手間をかけさせたくない。
- ・嫁ぎ先の墓には入りたくはない

②「自由意見欄」の回答について

87 名からの回答があった。合葬墓地について肯定的な意見は 51 件、否定的な意見は 9 件、その他に関する意見が 28 件となっている。

性別	年齢	肯定的な意見
男性	30～39 歳	現在の墓地のあり方が、今後何十年も続かないと思う。樹木葬などの自然葬が良いなど同世代から耳にします。
男性	30～39 歳	将来子供たちが真岡から離れたところで生活することを考えると、合葬墓地は選択肢の一つであると考えます。一方で自分たちの親からの墓を引き継ぐという点もハードルになると思います。
男性	40～49 歳	賛成です。ぜひよろしくお願いします。
女性	40～49 歳	樹木葬や自然葬等も検討してほしい。昔は土葬が当たり前だったが、今は火葬が当たり前になっている。
男性	40～49 歳	火葬場の老朽した施設の更新をしてほしい。市営墓地を増やしてほしい。
男性	40～49 歳	墓じまいしない限りどんどん増える一方なので、いずれ必要になってくると思う。
男性	40～49 歳	自分達は親から墓地を引き継ぎ管理できるが、子ども達が、他県へ出てしまう事もあるので墓があることで負担をかけたくないので必要だと思う。
男性	40～49 歳	お寺以外のお墓を市で運営するのであれば情報を流してほしい。
女性	40～49 歳	墓地の土地などを減らす為に、お墓のマンションの様な 1 つの建物で数百件・数万件と収納できるものを作ってみては？と思います。更に表現すると、立体駐車場のイメージで、番号など各自の登録番号を入力すると、家族の位牌や写真が自動で手前に来る様にしてみるといいと思います。現代社会において、生活の苦しい方はお墓を建てられない方もいると思います。管理費として年間の金額を決めて管理すればお墓の手入れの難しい方も助かるのでは、と思います。合葬墓地も同様、上記の内容で一部に作ってみるといいと思います。
男性	40～49 歳	料金が高くない様に。
男性	40～49 歳	必要な検討だと思いますので、十分に検討をお願いします。
男性	40～49 歳	無縁仏などが、これから先には増えると考えられるので、合葬墓地があれば残された親族側の負担などが減ると思います。
男性	40～49 歳	合葬墓地は、ぜひ整備していただきたい。
男性	40～49 歳	樹木葬など墓地も子供達に負担を掛けないようなことを考えて頂きたいです。
男性	40～49 歳	整備のされていない墓地を見るたびに、当家もいつかは…と思うことがある。粗末にしておくのが、先祖に申し訳ない気持ちが現れる。であれば、合葬墓地という考え方もあると思う。でも、本心は出来る限り個人で先祖をとという気持ちもある。
男性	40～49 歳	需要に対応できるよう、引き続き良好な墓地行政に努めて下さい。
男性	50～59 歳	私個人の場合は幸い引き継ぐお墓がありますが、今後少子化などでお墓のない人や引き継ぐ人がいない場合、合葬墓地などは必要と考えます。

男性	50～59 歳	少子化や、管理面からもあるとありがたいと思っている人はいると思うので、設置してほしい。
男性	50～59 歳	高い管理料を払うのも負担をかけてしまうので必要と思います。永代供養(1回払えば永久に)がいいと思います。
女性	50～59 歳	今後、墓じまいをする方も増えてくると思うので、合葬墓地を作っていただけたらと思います。日本は人が亡くなる時もお金がかかりすぎるし、亡くなってからもお金がかかりすぎる、残した人に負担をかけたくない思いを強くもってる人も多くいるのではないかと思います。
男性	50～59 歳	生活基盤のない土地でも、樹木葬や合同・永代供養で維持管理のコストを抑えたり、残された親族の負担軽減のため墓の購入をしなという選択をされる方が増えていくと聞きます。墓を購入しても、放置されたり、改葬の必要があるならば、最初から合同の墓地に入れていただくのもいいのかなと考えております。海外ドラマでも合同葬墓地が様々なスタイルで映る時は、参考にしながら視聴しています。
男性	50～59 歳	次世代は公営の共同墓地へ集約された方が良いのではないかなと思う
男性	50～59 歳	合葬墓地はとても良いと思います。あと…ペットを飼っている人も今は多いと思うし、ペットは家族同然と思うので、ペットと一緒に入れるお墓とか考えてはどうでしょうか。土地があれば樹木葬など考えていただけたらと思います。樹木葬なら、他人と一緒にいらなくてもいいし…(他の人と一緒にいう所もありますが)
女性	50～59 歳	単身で亡くなるケースが多くなってきているので、ぜひ作って頂けたらいいなと思います。
女性	50～59 歳	将来的に家族が引継ぐことにはなっているが、そうできない人もいるだろうと思い、市営墓地は必要だと思います。
女性	50～59 歳	・公共交通機関で移動できる場所を希望(いちごバス等) ・骨壺を埋葬するのではなく、室内でロッカー(例えばコインロッカーのような形状)のような小規模スペースに収納するのを希望
男性	60～69 歳	土地がなかったり、新たに真岡に住んだ人には良い事と思います。ぜひ、推進してもらいたいと思います。子供に負担にならない事は、親として、願うことです。
男性	60～69 歳	家族がいても将来、承継者がいなくなることも考え利用を検討せざるを得なくなっている。たとえば7回忌(7年間)は納骨堂で、期間終了後合葬墓にする。家族がしばらくはお墓参りが遺骨のある状態で出来ると良いと思う。初めから合葬墓にするか納骨堂にするか選べるように。お寺の永代供養料とのバランスをお願いしたい。
女性	60～69 歳	以前から、家族の少ない私は、樹木葬か永代供養を考えていました。永代供養と言っても、お寺を探して決めるのにも、時間もかかり、費用面等不安もあるので、市営の合葬墓地があるのなら、身近に感じ、とても安心なので利用したいと思います。
男性	60～69 歳	宗教、氏等にとらわれない合葬墓地、永代供養塔等はこれからのニーズに合った方(いわゆる先祖代々の家・土地・墓を守ると言う考え方は現実的には無理な時代環境になってきていると思います…)で変化していくものだと思います。

男性	60～69 歳	現在は市営墓地を持っていますけど、今の子供達は実家を継がない人が多いと聞きますので負担の少ない合葬墓地が出来れば良いと思います。
男性	60～69 歳	これから、絶対に必要になると考えます。賛成です。
男性	60～69 歳	遺骨がありながら、市営墓地を返還した者としては、市営の合葬墓地は必然と考えます。他の自治体の取組も参考に、より良いものにして頂きたいと思います。
男性	60～69 歳	墓地は必ず必要です。賛成です。
男性	60～69 歳	地域の現状を考えた時、空家や一人暮らしのなんと多いことでしょう。いったいその方達のお墓はどうなってしまう事か？本当に考えさせられます。最近、親しい友人が奥様を亡くされ1人ぼっちになってしまいました。(子供が生まれなかったということ)将来、自分が亡くなったら、山に散骨をお願いするとの事。今のところ我家では心配はしていませんが、子供達の代になったらどうなるかわかりません。私は、利用したくありませんが、絶対、必要なことだと思います。
女性	60～69 歳	清掃などの管理の必要がないから安心です。墓地が近いから行きたい時に行ける。墓地代が安い。
男性	70 歳以上	早く建設して欲しい。(自分がお世話になりたい)
女性	70 歳以上	真岡市に合葬墓地が数年前にあれば利用したと思います。樹木葬などもあったらと思いました。
男性	70 歳以上	お墓は市営墓地が安いし安定しているので利用しやすい。市営バスなど経路があると利便性がある。
男性	70 歳以上	合葬墓地については、必要最小限で行うことが良いと思う。理由は、寺院等の墓地管理ができなくなり、寺の運営が厳しくなると考える。
男性	70 歳以上	墓地は、買ってあるけれど、建てなきゃならないし…お金がかかると思うので、できるなら、墓地を手放して合葬墓地にできるなら、と思います。
男性	70 歳以上	益子町の知人の例ですが永代供養が可能なお寺を探していると聞いたことがあります。独立して世帯を構えても墓地を持たない世帯は少なくないと思います。市営墓地のようなものがあれば安心できる方たちは、多いのではないかと思います。私は菩提寺を持って居りますが、現在の墓地を引き継ぐ者がおらずお寺様の許しがあればそのお寺に永代供養をお願いするつもりです。しかし、それがかなわなければ市営墓地のような所をお願いするかもしれません。
女性	70 歳以上	市内に合葬墓地は、絶対に必要だと思います。
男性	70 歳以上	合葬墓地を作ってほしい
男性	70 歳以上	市営墓地を利用させて頂いています。いつもきれいに管理して頂き感謝しております。かえって私達使う側がゴミ等は持ち帰ったり、きれいにしなくていけないと感じています。後継については、子供達と相談してないのでわかりませんが、今お世話頂いている寺院にお願いできれば…と思っています。最近、一人暮らしの老人や、核家族化等が多くなっていると思いますので公営の合葬墓地があると助かる人が多いと思います。
男性	70 歳以上	高齢化社会に対して、合葬墓地は必要と考えます。
男性	70 歳以上	現在自分が行く所はあるがこれからの時代は市営になる必要があると思います。

男性	70 歳以上	自分は、次男なので、一人で生活しています。老後は、生まれた実家に帰ろうと思います。また、合葬墓地ができれば、検討したいと思います。
男性	70 歳以上	合葬墓地はこれからの社会にあった合理的な考えだと思います。
女性	70 歳以上	樹木葬なら木の根本に葬まれて、合同葬という他人と一緒にという感覚がうすれて良いと思い、そういう場所がいいと思っています。
男性	70 歳以上	そうゆう墓地も、あっても良いのかな。直面しないと、知らない。

性別	年齢	否定的な意見
男性	30～39 歳	将来に渡って維持管理のために継続して税金投入が必要となる行政業務であれば、不要です。利用者個々人で対応出来るシステムを検討して下さい。
男性	30～39 歳	計画があるなら先に公開してほしい。このようなアンケートを取っていることが不信感を煽る。
男性	40～49 歳	墓地よりも寿命を伸ばすために、温水プール施設の建設を希望します。
男性	50～59 歳	個人的にはお墓そのものはいらないと思っています。しかし、昔からの風習もあり、親（先祖）のお墓は守らなければならないとは思っています。自分自身はお墓に入らなくても良いと考えています。
男性	50～59 歳	市営合葬墓地は必要だと思わない。知人が合葬墓地を利用したが供養してくれたお寺の墓地に埋葬されている。お寺を利用したほうが故人の冥福も祈れると思う。
男性	50～59 歳	個人的な墓はもう要らないと思っています。期限付き共同墓地で十分です。事有る毎に金銭を要求してくる欲深い寺とも、出来るだけ早く縁を切りたいです。スムーズな離檀を支援してくれる公的な合葬墓地行政が必要だと思います。ちなみに自分は、直葬希望で、葬儀も墓も法事も一切不要と遺言する予定です。
男性	60～69 歳	他の方と共同で、先々トラブルでもあった時の事を思うと良いとは思えない。これからは墓というものにとらわれない時代になってくるのでは、と思う。
男性	60～69 歳	墓地を整備管理する費用を、税金で賄う事自体如何なものかと思う。 新たに、利権が絡み、得をしようする者が出て来る機会を設ける必要性が無い。
男性	70 歳以上	新しく家族(所帯)を持った場合は、市営墓地の使用は簡単に受入出られると思いますが、代々使用している墓地、墓については、処理、移設等色々の問題が出て来る。又、土葬墓の処理等色々問題があると思われ、簡単には解決する問題ではないと思います。

性別	年齢	その他の意見
男性	40～49 歳	自分が使用している所は区画整理が不十分です。隣で使用している人が自分勝手に困っています。二宮地区は田舎だから仕方ないのでしょうか？墓地も土地も区画整理して下さい。
男性	50～59 歳	昔からの地域墓地ですが、自分以降承継者がいないのでどうなってしまうか不安があります。
男性	50～59 歳	子供と墓地について話し合いした事がない。
男性	50～59 歳	承継者がいても墓地が高額であれば引き継ぐ者がいなくなる地域の共同墓地でも安くはなかった
男性	50～59 歳	お墓の維持管理にかかる費用、子孫に負担をかけたくないのは確かです。コロナの影響で葬儀も宗教もずいぶん変わったと思います。お墓の考え方もかなり変化する時代だと思います。
女性	50～59 歳	人間の死後の事は、家族・身内などの負担が大きく関わってきます。親が墓を建てても、子、孫など(承継者)がいなければ、市、行政が管理などして希望があれば(墓をゆずる??)空いている墓(場所)を提案したりしてはどうか？新たに合葬墓地を作るのも良いが市内の各地域の墓など(空き)把握管理して墓希望者へとうまく有るものを利用して墓がたつようならば新たに作れば良いと思います。市税金を安易に使用しないでほしいです。又、墓石など金額がかかる物などは助成などして頂くと新たに墓を…と検討する人も出て来ると思います。今回の墓だけで無く色々な事へのアンケート(今回の)をもっとするべきです。ネット・アンケートでも良いし市民の声、意見を聞いて行政をすすめてほしいです。乳飲み子、子供、高齢者(認知症の人)、外国人、個々ありますが、まず話を聞いたり意見を聞いたりしてから事を始めて下さい。
男性	50～59 歳	興味ありません
男性	50～59 歳	従来の墓地造成の土地収用、開発、販売、維持管理を考えた時、合葬もしくは、都市部のような建物内での個別管理に変遷し合理化が進んでいくのは、時流であろうと思う。 また、消費者側としても簡易で、利便性の高い施設のニーズは、高いと思われる。 ただし、昔ながらのまとめてお骨を納めるスタイルでは、抵抗感がある上に新鮮味に欠け現役世代の受けは悪く、あまり需要は期待できないと推察する。 例えばであるが、物流搬送の自動倉庫システムを用いて、省スペースの棚を墓地として、遠隔地から通信メディアを用いて参拝できるシステムを整備して、コロナ感染リスク対応を掲げるような付加価値を見出だせば、話題性があり購買意欲も上がると思います。 単に合葬墓地を供給しても利用者は、限られるのではないかと心配です。

男性	60～69 歳	少子高齢化,人生100 年時代といわれる中,生きとし生けるもの必ずいつかは訪れる死,そしてお墓と直面しなければならない問題が出てきます。維持管理の費用など,お墓事情もその時代で変わっていきます。理想どおりにならないことも多く出てくるでしょう。ちょっと立ちどまって,エンディングをむかえる為のシヨミレーションを考えることが必要と,このアンケートを通して思いました。
女性	60～69 歳	今の時代納骨の場所だけの意味で墓地がある様に思います。1家に1個の墓地が必要かと言うと,私はあまり必要ないと思います。ただ,お骨を子供達がどうあつかうかが困ると思うのは心配しています。TV コマーシャルでやっているような納骨堂的なお墓が有っても良いと思います。
男性	60～69 歳	長田墓地(市営)現在カロートが無いので芝墓地にカロートを付けた方が良いのでは。
男性	60～69 歳	これからこうして意識調査は必要なことであると思います。そして大きな流れとしては市営墓地へと移行していくのではないかと思います。生まれた土地で墓に入りたいと誰でも想っているのではないのでしょうか。よろしくおねがいいたします。
男性	60～69 歳	墓地を持っはいるが,後継者のいないお寺さんなので,50 年後,どうなっているか不安である。その頃には,孫が考えてくれるだろうが…?! どのような形で,どのように残せば良いか負担になるようであれば,考えものである。
男性	60～69 歳	樹木葬や共同墓地を真岡市内で考えているがどの程度の費用がかかるか?
男性	60～69 歳	合葬墓地とは,システムがどうなのか,負担金はどうなのか,不明なところがあり,こういうものと示してアンケート調査するならわかるが,これだとわかりにくい。
男性	60～69 歳	持にありませんが,世の中の流れ,例えば夫婦別姓になると墓地を引き継ぐことのも考え方も変化すると思います。 従来は死亡するとその方の墓石を建立するといわれ,地域の共同墓地にも数多くの墓石が残っている。これらの墓石は代々引き継ぐ人がいなくなるとどうするのか問題になっている。
男性	60～69 歳	市営墓地を整備維持する場合その際の税金の使用方法を明確にして下さい。Q13は選択肢として『利用したくない』ではなく『利用しない』にすべきではありませんか? 『利用したくない』ですと《合葬墓地は使いたくない》の意思の表れになりますが,現在は樹木葬・海への散骨なども葬儀の形として有りますので若干ニュアンスが違います。
男性	70 歳以上	共同墓地でお墓を引き継ぐ人がいない場合管理する人ができるようにしてもらいたい,市で管理する人を見つけてもらいたい。共同墓地に代々墓があり先祖が多数眠っているため。墓地を引き継ぐ者がいない為
男性	70 歳以上	少子化になり考えなくてはならないことと思う
男性	70 歳以上	市営墓地など今回の合葬墓地についてもっと良く知りたい。(パンフレットや直接行政に詳しく知りたいため)
女性	70 歳以上	現代の若者は,親の後をついで墓守をする人が少ない。お墓に対する考え方昔の人と変わっています。私自身もお金あったら永代供養代を支払っておきたい位です。自分の死後を考えると不安です。

男性	70 歳以上	当自治区では墓地清掃については1年間6回行っております。班長さんが責任持って墓地、研修所等両方を実施しております。収入については墓一基について1000 円を徴収しております。他に自治区より助成をして懇親を深めています。
男性	70 歳以上	遺骨を残さず、灰にして処分する(希望者のみ)方法も見当いただけたら幸いです。
男性	70 歳以上	現在地域の共同墓地を使っているが昔はどこの家でも土葬で石塔もそんなに大きなものではなかったが、火葬になり裕福な金持は自分勝手に大きな区画でいくつもの豪華な施設の墓を建ててまわりは困っている、墓地の管理はどうなっているんだろう。
女性	70 歳以上	最終的には、神社の方をお願いしようと思っている。
女性	70 歳以上	お墓の後継ぎがなく永代供養を希望しています。
男性	70 歳以上	市内には公営墓地がある。合葬墓地についてメリット、デメリット等を明確して考えてもらいたい。
		合葬墓地の整備に公費が使われ、利用者が少ない費用で利用できるとしたら、既に墓地を持っているものが多額の取得費・維持管理費を負担しているため、必要性は認めるが一種の不公平感を感じる。

3 真岡市営墓地条例

昭和 49 年 12 月 18 日

条例第 47 号

改正 昭和 52 年 3 月 24 日条例第 10 号

平成元年 3 月 24 日条例第 18 号

平成 10 年 9 月 24 日条例第 33 号

平成 14 年 6 月 19 日条例第 24 号

平成 21 年 3 月 16 日条例第 27 号

平成 21 年 9 月 29 日条例第 60 号

平成 29 年 3 月 15 日条例第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、真岡市営墓地（以下「市営墓地」という。）の設置、管理及び使用料等について定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市営墓地の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
真岡市営墓地	真岡市熊倉町 5051 番地 真岡市熊倉町 5056 番地 真岡市熊倉町 5058 番地 真岡市熊倉町 5060 番地
真岡市長田霊園	真岡市鬼怒ヶ丘一丁目 7 番地 4 真岡市鬼怒ヶ丘一丁目 7 番地 5 真岡市鬼怒ヶ丘一丁目 7 番地 6 真岡市鬼怒ヶ丘一丁目 7 番地 7 真岡市鬼怒ヶ丘一丁目 7 番地 8

(使用の許可)

第 3 条 市営墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市営墓地の使用許可を受けた者に対しては、使用許可証を交付する。

（使用の制限及び費用の負担等）

第4条 市長は、市営墓地の利用者に対し、その利用について制限若しくは条件を附し、又は維持管理上必要な設備の設置その他適当な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項の規定により設備の設置その他の措置を行うことを命ぜられた者が、これを行わないときは、市長は、自らこれを執行し、その費用を当該利用者から徴収する。

（使用の変更又は取消命令）

第5条 市長は、市営墓地の管理その他事業執行上必要があると認めるときは、利用についての内容の全部若しくは一部を変更し、又は取り消すことができる。

2 前項の規定により、利用についての内容の全部若しくは一部を変更し、又は取り消したときは、市長は、これに代わるべきものを提供し、若しくは相当額の補償をし、又は第14条第4項ただし書の規定を適用して、既納の使用料を還付しなければならない。

（利用の目的）

第6条 市営墓地は、その目的外に利用することはできない。

（死体埋葬の禁止）

第7条 市営墓地には、死体を埋葬することができない。

（利用者の資格）

第8条 市営墓地を利用しようとする者は、本市に引き続き6月以上住所を有する者でなければならない。

2 市長は、相当の事由があると認めたときは、本市以外に住所を有する者に対しても、市営墓地の使用を許可することができる。

（使用権の承継及び消滅）

第9条 市営墓地の使用権は、祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。

2 次の各号のいずれかに該当する事由があった場合は、市営墓地の使用権は、消滅する。

- (1) 市営墓地の利用者及びその家族が住所不明となり、かつ、縁故者がなく10年を経過したとき。
- (2) 市営墓地の利用者が、これを返還したとき。

3 第1項及び前項第2号の事由が生じた場合は、当該市営墓地の承継人又は利用者は、市長にその旨を届け出なければならない。

（使用権の取消）

第10条 次の各号のいずれかに該当する事由があった場合は、市長は、市営墓地の使用権を取り消すことができる。

- (1) 市営墓地を目的外に使用したとき。
- (2) 使用権を譲渡し、又は転貸したとき。
- (3) 使用許可をした日から2年を経過しても使用又は施設をしないとき。
- (4) 法令又はこの条例に違反したとき。

2 前項の規定により使用権を取り消された者は、直ちにその市営墓地を原状に復して、これを返還しなければならない。

3 前項の義務者が、その措置を行わないときは、市長は、自らこれを執行し、その費用を義務者から徴収する。

（無縁墳墓）

第11条 第9条第2項第1号に該当する事由により使用権の消滅した市営墓地については、市長において改葬し、その墳墓を撤去するものとする。

(市営墓地の種別)

第 12 条 市営墓地の種別及び 1 区画の面積は、次のとおりとする。

種別	名称	1 区画の面積
第一種	真岡市営墓地	4.4 平方メートル
第二種	〃	6.0 〃
第三種	真岡市長田霊園	4.0 〃
第四種		
第五種		

(使用場所の制限)

第 13 条 市営墓地の使用は、1 使用者について 1 区画とする。

(使用料)

第 14 条 市営墓地を使用しようとする者は、使用許可と同時に、当該市営墓地の種別に応じた使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、次のとおりとする。

種別	使用料
第一種	73,000 円
第二種	103,000 円
第三種	233,000 円
第四種	247,000 円
第五種	279,000 円

3 第 8 条第 2 項の規定により、使用を許可されたものの使用料は、前項の額の 100 分の 50 に相当する額の金額を同項に定めた金額に加算した額とする。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(管理手数料)

第 15 条 市営墓地の利用者は、清掃、その他墓地の共用施設の管理に要する経費として、次のとおり管理手数料を納付しなければならない。

種別	単位	金額
第一種	1 年につき 1 区画当たり	910 円
第二種	1 年につき 1 区画当たり	1, 240 円
第三種	1 年につき 1 区画当たり	4, 120 円
第四種	1 年につき 1 区画当たり	4, 500 円
第五種		

2 市長が特別の事由があると認めた者については、管理手数料を減免することができる。

(使用許可証の再交付)

第 16 条 第 3 条第 2 項の規定により交付した使用許可証を紛失し、滅失し、又は汚損した場合は、利用者は、使用許可証の再交付を市長に請求することができる。

(損害賠償)

第 17 条 市営墓地内における市の施設若しくは設備を故意若しくは過失により損傷又は滅失した者は、市長が定める損害額を賠償しなければならない。

(罰則)

第 18 条 市営墓地内の土地、施設、設備若しくは樹木を故意に損傷し、又は許可なくして使用した者に対しては、1 万円以下の過料に処する。

(委任)

第 19 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(二宮町の編入に伴う経過措置)

- 2 二宮町の編入の日の前日までに、編入前の二宮町において住所を有していた者については、その期間を第8条第1項に規定する使用者の資格を得るための期間に通算する。

附 則（昭和 52 年条例第 10 号）

- 1 この条例は、昭和 52 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前に市営墓地の使用許可申請をした者についての使用料は、なお従前の例による。

附 則（平成元年条例第 18 号）

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年条例第 33 号）

この条例は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年条例第 27 号）

この条例は、平成 21 年 3 月 23 日から施行する。

附 則（平成 21 年条例第 60 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年条例第 14 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

4 真岡市営墓地条例施行規則

昭和 50 年 1 月 20 日

規則第 1 号

改正 昭和 50 年 8 月 30 日規則第 19 号

昭和 52 年 12 月 26 日規則第 35 号

平成元年 3 月 24 日規則第 9 号

平成 8 年 9 月 24 日規則第 16 号

平成 10 年 9 月 24 日規則第 29 号

平成 10 年 12 月 25 日規則第 35 号

平成 15 年 8 月 29 日規則第 16 号

平成 21 年 3 月 16 日規則第 6 号

平成 25 年 3 月 8 日規則第 3 号

平成 30 年 3 月 23 日規則第 10 号

平成 30 年 3 月 23 日規則第 13 号

令和 3 年 3 月 19 日規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、真岡市営墓地条例（昭和 49 年条例第 47 号。以下「条例」という。）第 19 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第 2 条 市営墓地の使用許可を受けようとする者は、真岡市営墓地使用許可申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、申請人が条例第 8 条第 2 項の規定によるものであるときは、当該申請を必要とする理由書（様式第 2 号）に本市に引き続き 6 月以上住所を有する者で世帯主であるものの保証を付け、かつ、申請人及び当該保証人の住民票の写しを添えて申請しなければならない。

（申請の競合）

第3条 市営墓地の使用につき申請が競合した場合は、市長は提出された申請書等による書類審査により、優先順位を付して使用者を決定するものとする。この場合において、同順位の者が2人以上あるときは、これらの者につき抽せんによって順位を決定するものとする。

（使用場所の指定）

第4条 市営墓地の使用区画（以下「使用場所」という。）は、市営墓地の種別ごとに市長があらかじめ定めた番号により指定するものとする。

（許可証の様式）

第5条 条例第3条第2項の規定による市営墓地使用許可証（以下「許可証」という。）は様式第3号のとおりとする。

（市営墓地使用者台帳）

第6条 市営墓地の使用を許可したときは、市長は、市営墓地使用台帳（様式第4号）にこれを登録するものとする。

（許可証の呈示）

第7条 市営墓地の使用について法令、条例又はこの規則の規定による申請又は届出をする場合は、そのつど許可証を呈示しなければならない。

（埋蔵等の届出）

第8条 市営墓地使用者は、市営墓地に焼骨、遺骨等を埋蔵しようとするときは、あらかじめ真岡市営墓地埋蔵届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(許可証の再交付及び記載事項変更の申請)

第9条 使用者は、その氏名、本籍及び住所に変更を生じたときは、直ちに許可証の記載事項変更を市長に申請しなければならない。

2 条例第16条第1項の規定による許可証の再交付の申請及び前項の許可証の記載事項変更の申請は、市営墓地使用許可証再交付、記載事項変更申請書（様式第6号）に、当該使用者の住民票の写しを添えてしなければならない。ただし、使用者の同意を得て、当該使用者が現に市内に住所を有することを確認することができるときは、当該住民票の写しの添付を省略させることができる。

(市外転出の場合の届出)

第10条 使用者が市外へ転出した場合は、速やかに前条の規定による許可証の記載事項変更申請書を提出するほか、本市に住所を有し、かつ、世帯主であるものを使用場所の管理のための代理人と定め、市長に届け出なければならない。

2 前項の場合においては、使用者は、代理人指定届（様式第7号）に代理人の住民票の写しを添えて、市長に届け出なければならない。ただし、代理人の同意を得て、当該代理人が現に市内に住所を有することを確認することができるときは、当該住民票の写しの添付を省略させることができる。

3 条例第8条第2項の規定により許可を受けた使用者については、第2条第2項に定める保証人は第1項の規定により届け出た代理人とみなす。

(代理人変更の届出)

第11条 前条の代理人に変更を生じたときは、使用者は、速やかに市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(使用場所の区画)

第12条 市営墓地の使用許可を受けたときは、使用者は、速やかに当該使用場所の境界線に囲繞を設け、区画を明確にしなければならない。ただし、第三種、第四種及び第五種については適用しない。

(使用場所の施設等の届出)

第13条 使用者は、その使用場所に墓碑類及びこれに附属する工作物を新設し、改修し、模様替えし、又は移転しようとする場合は、市営墓地工事施工届(様式第8号)に必要な書類を添えて市長に提出し、承認標(様式第9号)の交付を受けなければならない。ただし、市営墓地内における軽易な作業等で市長が認めるものは、この限りでない。

2 前項の承認標は、これを作業現場に提出しなければならない。

3 第1項の工事又は作業が終了したときは、直ちに承認標を市長に返還の上、市長の指定する係員の検査を受けなければならない。

(市営墓地の施設等の制限)

第14条 市営墓地の盛土、囲繞、碑石、形像類及びその他工作物の高さは、次の制限を超えることはできない。

	盛土	囲繞	碑石	形像類	その他工作物	測定基準
第一種	0.3メートル	0.6メートル	2.0メートル	1.5メートル	1.5メートル	埋葬墓地
第二種						前側の路面
第三種	—	—	0.8メートル	—	—	裏面の縁石
第四種						ブロック

2 前項に定めるもののほか第三種及び第四種においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 碑石以外は、設置しないこと。ただし、市長の承認を得て墓誌を設置することができる。

(2) 碑石の向きは、第三種は東側を正面とし、第四種は南側を正面とすること。

(3) 碑石は、横(正面)0.80メートル、縦(側面)1.00メートル以内とし、カロートは、測定基準点より地下0.60メートル、横(正面)0.80メートル、縦(側面)1.00メートル以内とすること。

(4) 碑石と境界との距離は、後側0.20メートル、両側面0.51メートル、前面1.00メートル以上とすること。

(承継使用の届出)

第 15 条 条例第 9 条第 1 項の規定により市営墓地の使用権を承継しようとする者は、市営墓地使用権承継届(様式第 10 号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 前使用者の許可証
- (2) 戸籍謄本その他の承継原因を証明する書類
- (3) 相続する者がいないときは、前使用者の除籍謄本
- (4) 届出人の住民票の写し(届出人の同意を得て、当該届出人が現に市内に住所を有することを確認することができるときは、当該住民票の写しの添付を省略させることができる。)

(使用者の管理義務)

第 16 条 使用場所につき施設物のてん倒その他により、危険又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある場合は、当該使用者は、速やかに修理その他必要な措置をしなければならない。

- 2 使用者が前項の措置をしないときは、市長は、条例第 4 条第 2 項の規定に基づきこれを代執行し、その費用を当該使用者から徴収する。

(市営墓地の返還)

第 17 条 条例第 9 条第 3 項の規定により市営墓地を返還しようとする者は、市営墓地返還届(様式第 11 号)を市長に提出し、許可証を返還しなければならない。

- 2 前項の場合において、市営墓地を原状に回復しなければならないときは、市長の指示を受けなければならない。

(返還命令等の予告)

第 18 条 条例第 5 条第 1 項の規定により使用場所の全部又は一部を変更し、若しくは返還させ、又は物件の位置を変更させる場合においては、市長は、3 月以前にこれを使用者に予告するものとする。

(使用料の還付)

第 19 条 条例第 14 条第 4 項ただし書の規定により使用料の還付を請求しようとする者は、市営墓地使用料還付申請書(様式第 12 号)に請求事由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（管理手数料の徴収の時期）

第 20 条 管理手数料は、毎年 4 月に当該年度分を徴収する。ただし、年度の中で使用を許可した場合は、使用を許可した日の属する月から月割をもって、使用許可の際徴収する。

（管理手数料の減免）

第 21 条 条例第 15 条ただし書の規定により管理手数料の減免を受けようとする者は、管理手数料減免申請書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において必要があると認めるときは、申請人に対し必要な書類の呈示を求めることができる。

（土地の一時使用）

第 22 条 市営墓地内の土地を墓地工事その他これに類する事由により一時使用しようとする者は、市営墓地一時使用許可申請書（様式第 14 号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の申請について許可する場合においては、市長は、申請人に対し、必要な条件を附することができる。

（補則）

第 23 条 この規則に定めるもののほか、市営墓地の管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(二宮町の編入に伴う経過措置)

- 2 二宮町の編入の日の前日までに、編入前の二宮町において住所を有していた者については、その期間を第2条第2項に規定する保証人の資格を得るための期間に通算する。

附 則 (昭和 50 年規則第 19 号)

この規則は、昭和 50 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 52 年規則第 35 号)

この規則は、昭和 53 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成元年規則第 9 号)

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年規則第 16 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 10 年規則第 29 号)

この規則は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年規則第 35 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 15 年規則第 16 号)

この規則は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年規則第 6 号)

この規則は、平成 21 年 3 月 23 日から施行する。

附 則 (平成 25 年規則第 3 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年規則第 10 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年規則第 13 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年規則第 6 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

真岡市合葬墓地等整備基本計画（案）

令和 4 年 3 月

発行：真岡市 市民生活部 環境課 環境保全係

〒321-4395

栃木県真岡市荒町 5191 番地

TEL 0285-83-8125（直通） FAX 0285-83-8392

E-mail kankyou@city.moka.lg.jp